

第三十三回国会 衆議院 社会労働委員会商工委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十四年十二月三日(木曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

社会労働委員会

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事八田 貞義君

理事小林 進君 理事五島 虎雄君

理事滝井 義高君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 龜山 孝一君

蔵内 修治君 河野 孝子君

齋藤 邦吉君 古川 丈吉君

柳谷清三郎君 山下 春江君

伊藤よし子君 大原 亨君

岡本 隆一君 多賀谷貞裕君

八木 一男君 今村 等君

商工委員会

委員長 中村 幸八君

理事小平 久雄君 理事松平 忠久君

理事武藤 武雄君

始関 伊平君 中井 一夫君

勝澤 芳夫君 八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君

労働大臣 松野 頼三君

出席府委員長

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(石炭局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

(職業安定局長)

委員外の出席者

社会労働委員会 川井 章知君

専門委員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出 第三一七号)

〔永山社会労働委員長、委員長席に着く〕

○永山委員長 これより社会労働委員会、商工委員会、連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

炭鉱離職者臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

炭鉱離職者臨時措置法案

炭鉱離職者臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 職業紹介等(第三条・第六条)

第三章 炭鉱離職者援護会

第一節 総則(第七条・第十二条)

第二節 役員及び職員(第十三条・第二十二條)

第三節 業務(第二十三条・第二十五条)

第四節 財務及び会計(第二十六条・第三十五條)

第五節 監督(第三十六條・第三十七條)

第六節 補則(第三十八條・第三十九條)

第四章 雑則(第四十条・第四十四条)

第五章 罰則(第四十五条・第四十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、炭鉱離職者が一定の地域において多数発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び職業訓練の実施、再就職に関する援護その他の措置を講ずることにより、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者をいう。

3 この法律で「炭鉱離職者」とは、離職した炭鉱労働者であつて、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

4 この法律で「炭鉱権者」とは、石炭を目的とする炭鉱権又は租炭権を有する者をいう。

第二章 職業紹介等

(職業紹介)

第三条 労働大臣は、多数の炭鉱離職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの炭鉱離職者がその地域において

ては職業に就くことが困難であると認める場合には、炭鉱離職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(炭鉱離職者緊急就労対策事業)

第四条 労働大臣は、前条の措置によつてもなお職業に就くことができない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えることを目的として、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

3 地方公共団体又はその長が第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業に要する費用については、国は、当該事業に要する費用についての国の負担又は補助に関する他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、その五分の四を補助するものとする。

4 第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業においては、公共職業安定所の紹介により、労働大臣が同項の計画で定める炭鉱離職者の数以上の炭鉱離職者を使用しなければならない。

ては職業に就くことが困難であると認める場合には、炭鉱離職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(炭鉱離職者緊急就労対策事業)

第四条 労働大臣は、前条の措置によつてもなお職業に就くことができない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えることを目的として、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

3 地方公共団体又はその長が第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業に要する費用については、国は、当該事業に要する費用についての国の負担又は補助に関する他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、その五分の四を補助するものとする。

4 第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業においては、公共職業安定所の紹介により、労働大臣が同項の計画で定める炭鉱離職者の数以上の炭鉱離職者を使用しなければならない。

(職業訓練)

第五条 労働大臣は、炭鉱離職者が炭鉱労働者以外の職業に就くことを容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る一般職業訓練所における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第三十四条第一項の規定による負担を行ふほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができ

(炭鉱離職者の優先雇用)

第六条 炭鉱権者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱離職者を雇い入れるようにしなければならない。

2 炭鉱権者は、炭鉱労働者を募集する場合に、公共職業安定所に求人申込をしなければならない。ただし、炭鉱離職者のみを雇入れようとする場合は、この限りでない。

第三章 炭鉱離職者援護会

第一節 総則

(目的)

第七条 炭鉱離職者援護会は、炭鉱離職者に対して再就職及び生活の

第一類第七号(附屬の一)

社会労働委員会商工委員会連合審査会議録第一号

昭和三十四年十二月三日

安定に関する援護を行うことを目的とする。

(法人格)

第八条 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という)は、法人とする。

(事務所)

第九条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第十条 援護会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第十一条 援護会でない者は、炭鉱離職者援護会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、援護会について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十三条 援護会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十四条 理事長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して援護会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、援護会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十五条 理事長及び監事は、労働大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十六条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十七条 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しな

と認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員との兼職禁止)

第十八条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十九条 援護会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が援護会を代表する。

(代理人の選任)

第二十条 理事長は、理事又は援護会の職員のうちから、援護会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十一条 援護会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第二十三条 援護会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給すること。

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者に対して手当を支給すること。

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置すること。

四 炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること。

五 炭鉱離職者に対して、再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

六 求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し炭鉱離職者に協力すること。

七 独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあつせんを行うこと。

八 炭鉱離職者に対して生活の指導を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

は、次の各号に該当する炭鉱離職者に対して行うものとする。

一 当該離職がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと。

二 当該離職の日が昭和三十年九月一日以降の日であること。

三 昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。

四 この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

五 この法律の施行の際現に炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住している地域に住所を有すること。

3 援護会は、第一項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の運営)

第二十四条 援護会は、炭鉱離職者の発生の状態その他の雇用状況を考慮して、援護の必要の大きい地域について重点的に業務を行うものとする。

2 援護会の業務は、前項の規定によるほか、炭鉱労働者としての経歴、離職の原因、離職後の生活の状態その他の事情を考慮して行うものとする。

(業務方法書)

第二十五条 援護会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受け

なければならぬ。これを變更し
ようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき
事項は、次のとおりとする。

一 移住資金の支給基準及び支給
方法

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者
に対する手当の支給基準及び支
給方法

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者
の宿泊施設の運営方法

四 労働者用の宿舍の貸与条件

五 その他通商産業省令、労働省
令で定める事項

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 援護会の事業年度は、
毎年四月一日に始まり、翌年三月
三十一日に終る。

(予算の認可)

第二十七条 援護会は、毎事業年
度、予算及び事業計画を作成し、
事業年度開始前に労働大臣及び通
商産業大臣の認可を受けなければ
ならない。これを變更しようとし
るときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 援護会は、毎事業年度
の決算を翌年度の七月三十一日ま
でに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 援護会は、毎事業年
度、財産目録、貸借対照表及び損
益計算書(以下「財務諸表」とい
う。)を作成し、決算完結後二月以
内に労働大臣及び通商産業大臣に
提出し、その承認を受けなければ
ならない。

2 援護会は、前項の規定により財
務諸表を労働大臣及び通商産業大
臣に提出するときは、予算の区分
に従い作成した当該事業年度の決
算報告書及び財務諸表及び決算報
告書に関する監事の意見書を添附
しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 援護会は、労働大臣及
び通商産業大臣の認可を受けて、
短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金
は、当該事業年度内に償還しなけ
ればならない。ただし、資金の不
足のため償還することができない
金額に限り、労働大臣及び通商産
業大臣の認可を受けて、これを借
り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り
換えた短期借入金は、一年以内に
償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 援護会は、業務上の余
裕金については、銀行その他労働
大臣及び通商産業大臣の指定する
金融機関への預金又は郵便貯金に
するほか、これを他に運用しては
ならない。

(財産の処分制限)

第三十二条 援護会は、通商産業省
令、労働省令で定める重要な財産
を譲渡し、交換し、又は担保に供
しようとするときは、労働大臣及
び通商産業大臣の認可を受けなけ
ればならない。

(補助金)

第三十三条 国は、予算の範囲内
において、援護会に対し、その業務

に要する費用の一部を補助するこ
とができる。

(援護会の費用)

第三十四条 援護会は、前条の規定
による国の補助金及び石炭鉱業合
理化臨時措置法(昭和三十年法律
第百五十六号)第三十六条の二の
規定による交付金のほか、寄附金
その他の収入をもつてその業務に
必要な費用に充てる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するも
ののほか、援護会の財務及び会計
に關し必要な事項は、通商産業省
令、労働省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第三十六条 援護会は、労働大臣及
び通商産業大臣が監督する。

2 労働大臣及び通商産業大臣は、
この法律を施行するため必要があ
ると認めるときは、援護会に対し
て、その業務に關し、監督上必要
な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十七条 労働大臣及び通商産業
大臣は、この法律を施行するため
必要があると認めるときは、援護
会に對してその業務及び資産の状
況に關し報告をさせ、又はその職
員に援護会の事務所に立ち入り、
業務の状況若しくは帳簿、書類そ
の他の物件を検査させることがで
きる。

2 前項の規定による立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係者に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

第六節 補則

(解散)

第三十八条 援護会の解散について
は、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九条 労働大臣及び通商産業
大臣は、次の場合には、大蔵大臣
と協議しなければならない。

一 第二十三条第三項、第二十五
条第一項、第二十七条、第三十
条第一項若しくは第二項ただし
書又は第三十二条の認可をしよ
うとするとき。

二 第二十五条第二項第五号、第
三十二条又は第三十五条の通商
産業省令、労働省令を定めよう
とするとき。

三 第二十九条第一項の承認をし
ようとするとき。

第四章 雑則

(鉱業権者の報告)

第四十条 鉱業権者は、労働省令で
定めるところにより、公共職業安
定所長に對して、定期的に、炭鉱勞
働者の雇用の状況を報告しなけれ
ばならない。

(連絡及び協力)

第四十一条 公共職業安定所及び援
護会は、炭鉱離職者の再就職を促
進し、その他この法律の目的を達
成するため、相互に、密接に連絡
し、及び協力しなければならない。

(共済組合の組合員期間の特例)

第四十二条 援護会の設立の際現に
国家公務員共済組合法(昭和三十

三年法律第二百八十八号)第三条の
国家公務員共済組合(以下「組合」
という。)の組合員(同法の長期給
付に關する規定の適用を受けない
者、同法第二百二十五条の規定の適
用を受ける者及びその退職により
同法による退職年金を受けること
ができる者を除く。以下「組合員」
という。)である者が退職し、引き
続き援護会の役員又は職員となつ
た場合において、その者が、その
なつた日から六十日以内に、政令
で定めるところにより、援護会の
役員又は職員としての在職期間を
資格を取得したとき(以下「復帰し
たとき」という。)の同法第三十八
条の規定による組合員期間の計算
上組合員期間とみなされることを
希望する旨をその組合に申し出た
ときは、当該退職(以下「転出」と
いう。)に關しては、同法の長期給
付は、行われない。ただし、その申
出をした者(以下「復帰希望組合
員」という。)が引き続き援護会の
役員又は職員として在職しなくな
つたとき(引き続き復帰したとき
を除く。)は、当該長期給付を行
う。

2 復帰希望組合員が転出した後引
き続き援護会の役員又は職員とし
て在職し、引き続き復帰したとき
は、国家公務員共済組合法の長期
給付に關する規定(第六章の規定
を除く。)の適用については、その
者は、当該援護会の役員又は職員
であつた期間引き続き組合員であ
つたものとみなす。この場合にお
いて、同法第四十二条第二項の規

定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給(組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。)」とする。

第四十三条 国家公務員共済組合法第六章(短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。)の規定は、復帰希望組合員及び援護会について準用する。この場合において、同法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「援護会の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「援護会の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「援護会」とする。

2 復帰希望組合員が前条第一項ただし書の規定に該当するに至つたときは、その組合又は国家公務員共済組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望組合員及び援護会に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

(移住資金等を受ける権利)
第四十四条 移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押さへることができない。

第五章 罰則
第四十五条 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは

は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第四十条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可または承認を受けなかつたとき。
二 第十条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。
三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による労働大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。
第四十九条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(援護会の設立)
第二条 労働大臣及び通商産業大臣は、援護会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、援護会の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、援護会の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 援護会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第五条 この法律の施行の際現に炭鉱離職者援護会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、当該期間

内は、これらの者には適用しない。

(最初の事業年度の特例)
第六条 援護会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条 援護会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前」とあるのは、「援護会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の改正)
第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本労働協会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を、「日本労働協会法」の下に、「炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

第十九条第二十七号ノ二の次に次の一号を加える。
二十七ノ三 炭鉱離職者援護会
ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記
(印紙税法の改正)
第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

九号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿
(所得税法の改正)
第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

(法人税法の改正)
第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

(地方税法の改正)
第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。
第七十三条の四第一項に次の一号を加える。
十二 炭鉱離職者援護会が炭鉱離職者臨時措置法(昭和二十四年法律第 号)第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの
第三百四十八条第二項に次の一号を加える。
十九 炭鉱離職者援護会が炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

(労働省設置法の改正)
第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一号を加える。

四十一の二 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第 号)に基いて、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成し、及び炭鉱離職者援護会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第十條第一項中第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関すること。

四の四 炭鉱離職者援護会の監督に関すること。

第十條第一項第八号中「及び職業訓練法」を、「職業訓練法及び炭鉱離職者臨時措置法」に改め、同条第二項中「前項第四号に掲げる事務及び」を「前項第四号及び第四号の三に掲げる事務並びに」に改め、同条第三項中「及び同項第八号」を並びに同項第八号に改め、「職業訓練法の施行」の下に「及び炭鉱離職者に対する職業訓練」を加える。

(地方公務員法の改正)
第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第六号中「及び公共事業」を若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業に改め、「失業者」の下に「又は炭鉱離職者」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の改正)
第十五条 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という。)に対する交付金の交付
第二十六條第二項に次の一号を加える。

六 援護会に対する交付金の交付の時期及び方法
第三十六條の次に次の一条を加える。

(援護会に対する交付金)
第三十六條の二 事業団は、援護会に対し、その業務に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。

(廃止)
第十六條 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

理由

炭鉱離職者が多数発生している現状にかんがみ、それらの職業及び生活の安定に資するため、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び必要な職業訓練を実施するとともに、炭鉱離職者援護会を設立して再就職等に関する援護を行わせることとし、その組織、業務、財務その他所要の事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 ます趣旨の説明を聴取いたしました。松野労働大臣。

○松野労働大臣 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の大概を御説明申し上げます。

石炭鉱業におきましては御承知の通り深刻な不況に悩まされておられ、そのために多数の炭鉱労働者が離職している実情にあります。このような事態にかんがみ、政府といたしましては、従来から職業紹介、職業訓練、失業対策諸事業等の対策を推進して参りました。が、さらに総合的かつ有効な離職者対策を確立すべく検討を進めて参りましたところ、このたび成案を得るに至りましたので、ここに、炭鉱離職者臨時措置法案案を提出いたし、御審議を仰ぐことといたした次第でございます。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。本法案は、炭鉱離職者が一定の地域において多数発生している現状にかんがみ、これらの者に特別の措置を講ずることにより、その職業と生活の安定に資することを目的としており、第一に、炭鉱離職者が多数発生している地域においては炭鉱離職者が職業につくことが困難であるという実情にかんがみ、労働大臣がその地域以外の地域においてそれらの者が職業につくことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、かつ、その計画に基づき必要な措置を講ずることとしたしました。

第二に、離職者の多数発生している地域において、炭鉱離職者緊急就労対策事業を計画実施し、炭鉱離職者に就労の機会を与え、生活の安定をはかることといたしました。また、この事業につぎましては、高率の国庫補助を行ない、もって地方財政負担の軽減をはかることといたしました。

第三に、職業訓練については、炭鉱離職者の実情に即した特別の措置を講じ、これに対しては、一般の場合よりも高率の国庫負担を行ない、離職者が他の職業に再就職することを円滑ならしめることといたしました。

第四に、石炭を目的とする鉱業権者が新規に労働者を雇用するにあたりましては、できるだけ炭鉱離職者を雇入れるようにしなければならぬこととし、公共職業安定所の積極的な職業紹介活動と相俟つて、これら離職者の就職促進をはかることといたしました。

次に、炭鉱離職者が職業につくことに対して特別の援護措置を行なうことを目的といたしまして、炭鉱離職者援護会を設立し、移住資金の支給、職業訓練受講者に対する手当の支給、寄宿舎の設置等の援助、炭鉱離職者を雇用する雇用主に対する労働者用宿舍の貸与、就職を容易にするための職業講習の実施、公共職業安定所との連絡その他炭鉱離職者の求職活動に関する協力、生業資金の借り入れのあっせん、生活指導その他の業務を行ない、政府の施策に協力して離職者対策に万全を期することといたしました。

また、この援護会の財源は、政府の補助金及び石炭鉱業整備事業団からの交付金のほか寄附金をもって充てることとしております。

なお、本法は、その目的にかんがみ、施行後五年以内に廃止いたすこととしております。

以上簡単でございましたが、この法案提案の理由並びにその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御可決あらんことを切に希望してやまない次第であります。

○永山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○永山委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。始岡伊平君。

○始岡委員 炭鉱離職者臨時措置法案の内容と、それからいろいろ法案の提出されるに至りました背景となつておる事情、さらに政府の石炭政策というような問題につきまして、若干の質疑を申し上げたいと思ひます。

政府は、石炭鉱業が深刻な不況に悩まされておられ、そのために多数の炭鉱労働者が離職しているという実情にあるのにかんがみて本法案を提出せられたというのでありますが、他の産業、たとえば繊維でありますとか造船でありますとか、この辺が今の時点におきまして適切であるかどうかは別といたしまして、政府のおっしゃる通りに、ある時点において、特別の多くの失業者が出たという事例は今までにございまして、また今後もあり得るであろうと思ひますが、そういう他の産業と切り離して申しますか、そちらの方はやらないで、石炭についてだけという特別な措置を講ずるといふのは、どういふような考えか理由に基づくのかわからない点を最初に伺ひたいと思ひます。

なおそれとあわせまして、石炭不況に対処いたすということでございます。

れば、おのずから一つの体系を持った総合的な石炭対策というものが打ち出されるべきではないかと思つた。ところが、今回は離職者対策というものが打ち出されておられるように思われるのでございすが、この辺はどういう理由なりあるのかを考へ方なりに基づくものであるかという点を、労働大臣から一つ伺いたいと思ひます。

○松野国務大臣 石炭にだけ特に今回特別の措置をとつたという理由は、第一は石炭の産業の特殊性、これは産業なり経済的な特殊性と、もう一つは地域的な特殊性、もう一つは労働力者の特殊性、実はこの三つの特殊性があると思ひます。

第一の経済的な特殊性は、これは通産大臣及び通産省からお答えいただくとして、第二番目の地域的な特殊性は、始開委員御承知のごとく、石炭地帯といふのはほとんど石炭だけであつて、他に産業といふものがほとんどないといふ、日本でも四カ所か五カ所と定められた範囲内にしかありませんし、またこの産業が他に移動すること、これは、地下資源の關係で不可能だといふ意味で、私はまず第二番目の地域的な特殊性と申し上げたい。

第三番目の労働者の、労働力の特殊性といふのは、炭鉱労働者といふのは、他の産業への移動性が非常に少ないのであります。他の産業への移動は、今まではほとんどございせん。不況であらうが好況であらうが、石炭部内の移動は非常にひんぱんに行なわれなすけれども、石炭から逆に機械工になつていくことは、今日まではほとんどその例を見ないくらい、いわゆる石炭だ

けの労働者の特殊性といふものがまたございす。

そういう三つの条件から、この際石炭だけを特別に扱うことは妥当であらう。それでは他の産業、かつて繊維の場合にはどうだといふ御質問でございすが、繊維の場合も一時雇傭制という制度をとつたことがございす。しかし繊維の場合は、御承知のごとく、石炭の場合とは労働力の移動はおのずから異なつておりました。ある場合は、繊維から精密機械に転業するくらいのものであります。また地域的に申しましても、繊維は日本じゅう、大体において相当大幅にわたる移動性のある産業だ、そういうところでおのずから分けてまして、しかも石炭の今日の不況は、社会不安にも及ぶような状況でございすので、石炭を緊急に取り上げたといふのは、他の産業とはおのずから別だ、この三つの考え方をもち、石炭だけ特別に扱うことが日本の経済に妥当なものだ、また今日雇用と産業が伸びておりました中に、石炭だけは労働力が非常に減つておる、また将来においても見通しが非常に暗い、こういうことを考へますれば、今日手を打たなければ、おそらくこの産業の不況が他の産業にも及ぶような危険性もあるのじやなからうか、こう考へまして、石炭の特殊性といふ意味から、この際特別にやることに妥協だ、こう考へております。

○始開委員 ただいまの御答弁の中で、私のあとで申し上げました一般的な対策が出て参らぬで、離職者対策だけが出ておるといふ点も、國務大臣としてこの際松野さんから御答弁を願ひたい。

○松野国務大臣 エネルギ及び石炭の総合的な対策は、次の通常国会までに根本的な対策を立てることになつております。ただそれでは通常国会まで待てばおのずからいいじやないかと、議論になるかも知れません。あるいは基本的計画を臨時国会に急げばいいじやないか、そうすれば離職者と基本計画と一緒に出せば、始開委員がおっしゃるようになります。説明がいろいろいふまでもありません。ただそれ待てないほど実は離職者の問題は緊急になつて参りました。ことに本年になりましてから急激に離職者というものがふえてきた。同時にその生活がだんだん困難になつてきたといふので、まず今回は、すでに出来ておりました失業保険も切れたといふ完全離職者を対象に対策を立てるということが緊急の問題になりましたので、実は総合計画といふものはある時間かかるかも知れませんが、すでに出来ておりました者を今回は対象にいたしまして、将来出る者は今回の対象の人員には入れておりません。将来出る者は基本計画に合せてやるべきだ、こう考へまして、従つて今回の者は今日まで失業保険が切れておる、しかも炭鉱離職者といふものだけに限定いたしまして、二万一千人という対象を立てたわけでありす。これは今日非常な要対策人員といふ意味でありますので、ちよつとその辺は、基本計画が出なかつても、この生活状況といふのは今日困つておる——将来の基

本計画は、将来の離職者対策とあわせて通常国会に御審議願ひたいという意味で、時間的にずれておりますのは、ただいま御説明申し上げましたような理由から、緊急にこの際先にやるべき

だといふ意味で、この離職者法案を先に提案いたした次第であります。

○始開委員 基本対策は通常国会で出したいというお話でございすが、石炭産業が今日のような事態になりましたのは、客観的に考察いたしますと、主として重油の急激かつ予想外の進出によりまして、いわゆるエネルギの消費構造といふものが根本的に変化いたしました。いわゆるエネルギ革命といふものが進行中だ、そういう事柄による影響だ、客観的にはそういうふうな考へられるのであります。給計画の策定、特にこれは最近まで政府は相当の大きな需要数量を見込みまして、これによつて業界を指導しておられた、そのために石炭産業の将来といふことについての労使双方の見通しといふようなものを誤りました点があらうのではないか。その意味におきまして、政府の指導よろしきを得なかつた、こう思ふのであります。もつともこの点は日本だけの問題ではございせん、西ドイツその他においても同様な事態が起つておるといふことではございすが、従来の石炭産業の指導に對して政府は誤まつた点がなかつたかといふ点の御見解を伺ひたい。

なお同時に、石炭産業の対策は、簡単に申しますと、非能率炭鉱の閉鎖、同時に優良炭鉱に対する生産の集中、増産、さらに新規に有望な炭田を開発するといふような積極面と消極面があるわけではございすので、石炭産業といふものを局所的に見ますと、縮まる部分とふえる部分があるわけだと思ふのでございす。私はこの際政府に、こまかい数字にわたつてエネルギの

将来計画といふものを伺ひたいと思ひますが、ただ大きな方向として、石炭の生産規模といふものは大体現状維持の程度でいくのか、あるいは差し引きしたしましてさらに増産にしようといふのか、あるいは縮小生産、重油などとの競争に耐える優良炭鉱だけ残そう、その結果が全体として縮小になる、こういう方向に進むのか、こういう大きな方向についての見通し、特に最近有力な石炭会社の首脳者の中で、この際縮小政策を打ち出すべきだといふ議論もあるようではございすが、こういう大きな方向につきまして、あわせて政府の見解を伺ひたいと思ひます。

○總詰政府委員 まず政府のエネルギ見通しが狂つたために非常に業界に迷惑をかけたのではないかと、お話をございすが、確かに三十二年に昭和五十年には七千二百萬トンの石炭を掘るのだといふたような一応の見通しが立てられました。石炭の生産につきましても将来非常に拡大するのだといふたようなことが立てられた直後、急に情勢が變つておるといふ点、石炭の需要が伸び悩んでおるといふ点につきましては、これはわれわれ政府の見通しが必ずしも非常に正確を得たものでなかつたといふ点は率直に認めざるを得ないもの、こう思ひます。しかし、たとえば昭和三十三年の生産をどういふふうにするか、どの程度の消費があるかといふことにつきましては、これは業界の方々もあるいは学識経験者もお入りになりました石炭産業審議会においていろいろ検討した結果、一応年度当初の推定では五千四百萬トン程度の需要があるはずだ、そ

いうふうに想定されて、それに基づいて生産計画を立てたのでございます。たまたま豊水が非常に大きかった、あるいはエネルギー原単位の消費向上があった、あるいは各産業の伸びの中でエネルギー多消費産業が伸び悩んだというふうな特殊な事情がありましたために、思わざる計画のそごを来たして、御承知の通り四千八百万程度の生産に制限せざるを得ないということになったわけでございます。この点につきましてははわれ責任がなかったと申しませんが、業界の方々と十分検討した結果を一応政府の計画として発表しておるというものでございまして、今までの経験にかんがみまして、今後はエネルギー全体の伸びに対する見通しというものをもう少し甘くなく、客観情勢をしっかりと認識することによって、間違いない方向に持っていきたい、こういうふうに考えております。

それから、政府がそういう大きな計画を出したから業界の方で増産態勢をとって、非常な迷惑をこうむったのだというお話をございしますが、実は政府の見通しを発表いたしましたところをピークにいたしまして、会社の増員ということもむしろ減少の方向にだんだん実質的には向かっております。投資にいたしましたも、従来の継続投資というものの以外、特にその計画ができたために思い切った大投資をしたというふうな事実はほとんどないのでございまして、従来からありました工事を継続することによって体質改善をやっているというために、金額にいたしましては三十二年度よりも三十三年度が若干伸びたということではございますが、

われわれといたしまして、特に政府の長期エネルギー見通しが発表されたために業界の方で非常に大きな負担をこうむったというところはないというふうに信じております。それから今後の石炭をどう持つていくかということにつきましては、御承知のように、三十万人からの雇用を持つておりますし、また石炭をやめてはかかエネルギーに転ずるということになりますと、非常に膨大な外貨の支出を伴うということになるので、国際収支効果、雇用効果、あるいは投資効果といった各種の効果を十分に判断いたしまして、国民経済的な見地から、最もふさわしいあるべき姿の石炭の規模というものを把握すべく、現在基本問題部会というものを設けまして、せっかく検討中ではございます。私見にわたつて恐縮ではございますが、私の感じとしては、少なくとも現在生産能力として五千五百万トン程度と想われておりますが、能力としてこの程度のもの——現実の生産は四千八百万トンぐらいでございしますが、この程度のものは、国民経済的な見地から維持していく必要があるのじゃないか。またやり方によっては、消費産業に大きな迷惑をかけることなしに、国民経済全体としてその程度の石炭鉱業は維持し得るのではないかと、そういうふうに確信いたしておりますので、今後の基本問題部会の検討と相待ちまして、さらに政府としていろいろな施策を検討していきたくて考えております。

産大臣は、炭主油従という考え方は変える考えはないということをごきかで申されておたのでございしますが、これは非常に重要な点でございまして、お伺いしますが、振り返って考えてみますと、終戦直後、石炭の増産というものが日本の産業や経済の再建の上のいわば至上命令であるといわれておりました時代はもとよりでございすけれども、ずっと最近に至りますと、概して申し上げますと、石炭についてはその増産、量の確保ということが石炭政策の主たる問題であるというように考えられておたと思つたのでございまして、反面から申しますと、価格とかコストという問題はむしろ二の次の問題とされておたような傾向があるのだらうと思つたのでございす。外貨事情によりまして、重油などの輸入数量の確保が必ずしも十分ではない、またその供給の安定性についても疑問なきを得ないというふうな事情が、とにかく石炭については量が第一だという考え方の背景になっておたと申して差しつかえなからうと私は考えております。

石炭業界の一部には、このように量が大事だという点からいたしまして、石炭が割高に付いても、これは国内の資源だからまず優先的に使用させるべきだ、政府はそういう意味での総合エネルギー対策というものを立てて、これが石炭業界の一部に非常に根強くあるところの考え方ではございまして、それがいわゆる先生方の言う炭主油従の考え方であると思つたのでございす。しかしながら私も私も、国内に賦存するほとんど唯一のエネルギー資源でありまして石炭をできるだけ活用するのは、これは当然であると思つたけれども、重油価格に比べてはるかに割高につくような石炭を優先的に使えといつてもこれは無理である、長続きはしない。これが経済の原則上当然でございす。またこのことは事実によつて証明されておるところと思つたのでございす。そこで私はこういう大事な考え方の問題でございすので、誤解を招きやすい炭主油従というふうな政策というのか考え方、あるいは言葉はもう使われぬ方がよろしい、このように思うのでございす。しかるにもかかわらず、池田さんはそういうことをおっしゃつたとは記憶をいたしておるのではありませんが、政府の中に炭主油従という考え方が現在でもまだあるのだとすれば、その持つております意味、内容というものはどういふものであるのか、石炭局長の了承している限りで一つ御返答をお願いしたのであります。

別不利でないというところまで合理化によつて値を下げるという努力を政府、業界あげてするので、それまでの間は需要業界の方々もしばらく待つていただきたい、数年後には必ず業界の方で満足されるような合理的な価格で、しかも安定した供給態勢をとりますという意味で、しばらくの間御不便をかけても御了承いただきたいといったような意味の、一種の石炭保護政策というものを政府がとつてきましたのを、たまたま業界あるいはジャーナリズム関係で、これは炭主油従政策だといふことではないと発表しておるというふうに私は了解するのでございまして、この前池田大臣が、この席上だつたかあるいは予算委員会だつたかと思つたか、従来のいわゆる炭主油従の方針というものは変えようつもりはないというふうに私も伺つたのでございす。そのときに、経済性を離れて、とにかく高く不安定だらうが、国産第一主義だということ、国産原料を使いなさいという国粋主義的な炭主油従政策というものは従来からあるとおらないうし、またそういうことはとるべきではない、あくまでも経済性に立脚した炭主油従政策であるべきだといふふうにおっしゃつたはずであります。われわれといたしましては、今申し上げましたような経済性、安定供給、合理的な価格、この二つが実現されるめがあるから、それまでの間もう少しは石炭に対しては保護の手を加えるという政策をとり続けていかれるものだ、そういうふうに信じております。

○始末委員 石炭鉱業の合理化とか、あるいは炭鉱の若返りというふうなこ

わかれといたしまして、特に政府の長期エネルギー見通しが発表されたために業界の方で非常に大きな負担をこうむったというところはないというふうに信じております。それから今後の石炭をどう持つていくかということにつきましては、御承知のように、三十万人からの雇用を持つておりますし、また石炭をやめてはかかエネルギーに転ずるということになりますと、非常に膨大な外貨の支出を伴うということになるので、国際収支効果、雇用効果、あるいは投資効果といった各種の効果を十分に判断いたしまして、国民経済的な見地から、最もふさわしいあるべき姿の石炭の規模というものを把握すべく、現在基本問題部会というものを設けまして、せっかく検討中ではございます。私見にわたつて恐縮ではございますが、私の感じとしては、少なくとも現在生産能力として五千五百万トン程度と想われておりますが、能力としてこの程度のもの——現実の生産は四千八百万トンぐらいでございしますが、この程度のものは、国民経済的な見地から維持していく必要があるのじゃないか。またやり方によっては、消費産業に大きな迷惑をかけることなしに、国民経済全体としてその程度の石炭鉱業は維持し得るのではないかと、そういうふうに確信いたしておりますので、今後の基本問題部会の検討と相待ちまして、さらに政府としていろいろな施策を検討していきたくて考えております。

産大臣は、炭主油従という考え方は変える考えはないということをごきかで申されておたのでございしますが、これは非常に重要な点でございまして、お伺いしますが、振り返って考えてみますと、終戦直後、石炭の増産というものが日本の産業や経済の再建の上のいわば至上命令であるといわれておりました時代はもとよりでございすけれども、ずっと最近に至りますと、概して申し上げますと、石炭についてはその増産、量の確保ということが石炭政策の主たる問題であるというように考えられておたと思つたのでございまして、反面から申しますと、価格とかコストという問題はむしろ二の次の問題とされておたような傾向があるのだらうと思つたのでございす。外貨事情によりまして、重油などの輸入数量の確保が必ずしも十分ではない、またその供給の安定性についても疑問なきを得ないというふうな事情が、とにかく石炭については量が第一だという考え方の背景になっておたと申して差しつかえなからうと私は考えております。

石炭業界の一部には、このように量が大事だという点からいたしまして、石炭が割高に付いても、これは国内の資源だからまず優先的に使用させるべきだ、政府はそういう意味での総合エネルギー対策というものを立てて、これが石炭業界の一部に非常に根強くあるところの考え方ではございまして、それがいわゆる先生方の言う炭主油従の考え方であると思つたのでございす。しかしながら私も私も、国内に賦存するほとんど唯一のエネルギー資源でありまして石炭をできるだけ活用するのは、これは当然であると思つたけれども、重油価格に比べてはるかに割高につくような石炭を優先的に使えといつてもこれは無理である、長続きはしない。これが経済の原則上当然でございす。またこのことは事実によつて証明されておるところと思つたのでございす。そこで私はこういう大事な考え方の問題でございすので、誤解を招きやすい炭主油従というふうな政策というのか考え方、あるいは言葉はもう使われぬ方がよろしい、このように思うのでございす。しかるにもかかわらず、池田さんはそういうことをおっしゃつたとは記憶をいたしておるのではありませんが、政府の中に炭主油従という考え方が現在でもまだあるのだとすれば、その持つております意味、内容というものはどういふものであるのか、石炭局長の了承している限りで一つ御返答をお願いしたのであります。

別不利でないというところまで合理化によつて値を下げるという努力を政府、業界あげてするので、それまでの間は需要業界の方々もしばらく待つていただきたい、数年後には必ず業界の方で満足されるような合理的な価格で、しかも安定した供給態勢をとりますという意味で、しばらくの間御不便をかけても御了承いただきたいといったような意味の、一種の石炭保護政策というものを政府がとつてきましたのを、たまたま業界あるいはジャーナリズム関係で、これは炭主油従政策だといふことではないと発表しておるというふうに私は了解するのでございまして、この前池田大臣が、この席上だつたかあるいは予算委員会だつたかと思つたか、従来のいわゆる炭主油従の方針というものは変えようつもりはないというふうに私も伺つたのでございす。そのときに、経済性を離れて、とにかく高く不安定だらうが、国産第一主義だということ、国産原料を使いなさいという国粋主義的な炭主油従政策というものは従来からあるとおらないうし、またそういうことはとるべきではない、あくまでも経済性に立脚した炭主油従政策であるべきだといふふうにおっしゃつたはずであります。われわれといたしましては、今申し上げましたような経済性、安定供給、合理的な価格、この二つが実現されるめがあるから、それまでの間もう少しは石炭に対しては保護の手を加えるという政策をとり続けていかれるものだ、そういうふうに信じております。

○始末委員 石炭鉱業の合理化とか、あるいは炭鉱の若返りというふうなこ

別不利でないというところまで合理化によつて値を下げるという努力を政府、業界あげてするので、それまでの間は需要業界の方々もしばらく待つていただきたい、数年後には必ず業界の方で満足されるような合理的な価格で、しかも安定した供給態勢をとりますという意味で、しばらくの間御不便をかけても御了承いただきたいといったような意味の、一種の石炭保護政策というものを政府がとつてきましたのを、たまたま業界あるいはジャーナリズム関係で、これは炭主油従政策だといふことではないと発表しておるというふうに私は了解するのでございまして、この前池田大臣が、この席上だつたかあるいは予算委員会だつたかと思つたか、従来のいわゆる炭主油従の方針というものは変えようつもりはないというふうに私も伺つたのでございす。そのときに、経済性を離れて、とにかく高く不安定だらうが、国産第一主義だということ、国産原料を使いなさいという国粋主義的な炭主油従政策というものは従来からあるとおらないうし、またそういうことはとるべきではない、あくまでも経済性に立脚した炭主油従政策であるべきだといふふうにおっしゃつたはずであります。われわれといたしましては、今申し上げましたような経済性、安定供給、合理的な価格、この二つが実現されるめがあるから、それまでの間もう少しは石炭に対しては保護の手を加えるという政策をとり続けていかれるものだ、そういうふうに信じております。

○始末委員 石炭鉱業の合理化とか、あるいは炭鉱の若返りというふうなこ

とは、ずいぶん前から問題にされておつて、終戦以来今日まで、年貢少なくとも百億を下らざる政府資金、借り入れ資金などが炭鉱に投入されておるはずだと私は思うのであります。また石炭鉱業合理化臨時措置法の施行以来、不良炭鉱、非効率炭鉱の閉鎖、買い上げというようなことが非常に行なわれておるのでございまして、それにもかかわらず石炭の生産費といふものはあまり下がっていないのじゃないかといふふうにいわれておりますが、その辺の実情と、下がっておりますが、その理由について、当局の見解を簡単に御説明願ひたい。

○通詰政府委員 合理化をやつたにもかかわらずコストが下がつてないといふことは、ただいま御指摘の通りでございます。この理由を考えてみますと、まず第一には物価が若干上昇しておる、ことに坑木その他炭鉱で使う主要資材といふものには上昇があつたといふ物件費の上昇、それから生産性が御承知のように相当上がつてきておりますが、しかし生産性の上昇よりもっと人件費関係の給与の上昇といふものが大きかつたという点、それからこれは形式的な問題でございまして、途中で税法が変わつたりいたしまして、昔コストの中に見込まれていなかった要素がコストの中に見込まれるという事になつたために、コストの内容が変わつたために、いかに表面ふえたといつたような面もございまして、もしこれらの面をいろいろ修正して考えますと、これは二割程度上がったことになつておりますが、四、五割は、やはりこの数年の間に人件費等の上昇にもかかわらず実際に下がつてゐる、こ

ういふふうな計算ができると思ひます。

○始関委員 ただいまの、なぜ石炭鉱業のコストが引き下がるかぬかという問題に關連いたしまして、労働大臣にお尋ねをいたしたいのでございまして、いわゆる企業整備をめぐりまして三井鉱山の労使の対立は、双方が中労委会長中山さんのあつせん案を拒絶したために、最悪の事態を迎えておるというふうに言われております。私は三井鉱山の争議自体について政府の御見解を伺ふことは差し控へたいと思ひますが、さういふことが、ただここで私どもが見のがせないことは、三井鉱山の再建のための企業整備の一番重要な、またむづかしい問題といたしまして、会社側で言ういゝゆる業務阻害者、生産阻害者の解雇といふ問題がある。もつともこの業務阻害者は組合の方からいへば組合活動家といふことであるさうでありますが、これが非常に大きい争点になつておるといふこととございまして、これらの人々はいゝゆる職場闘争を通じて会社側の職制支配の排除をねらつておる、これは企業の組合管理職術にはかならないといふふうに、新聞なんかでは論評を加えておると思ひますが、さうであるといふこととすなれば、さういふたような事態のもとにおいて職場の規律保持が妨げられ、生産能力の向上とコストの引き下げを阻害しておるといふことは、これは疑いの余地がないように考えられるのでございまして。

そこで先ほど申し上げましたように、三井鉱山それ自体の問題としてではなしに、むしろ一般的な問題といたしまして、ここで言われておりますような生産阻害の問題といふのはどういふ内容と実態を持ったものであるのか、さういふ問題に対する労働当局としての御見解を聞かせていただくたのであります。

○松野国務大臣 業務阻害者といふ言葉が今回三井で使われておりますけれども、この使ひ方と内容について、これは種々あるのじゃないか。会社側の見解、組合側の見解、あるいは第三者の見解、実は業務阻害者といふ言葉がいろいろ広範囲でありまして、その内容をどこに置くかといふことは、今回の団体交渉及び中労委の交渉の間におきましては実はたびたび議論が出たところとございまして。従つて業務阻害者の定義の問題からまず議論が分かれるわけで、労働大臣がさうだと言つたのではなくて、今回さういふ例があつたといふ点以外、この三井及び一般的な業務阻害者の範疇が出てこない。今回業務阻害者と言われておりますものは、いゝゆる組合専従者といふ意味ではございせん。組合専従者だからといふ意味ではございせん。なお三井は労働者が大体一万五千人であります。この中で三百人も専従者がおつたといふことは常識的に考えられせんので、まずその範疇が組合専従者といふわけでは断じてない。またこれが組合専従者であるときましますれば、これは労働組合法の第七条の違反になるわけでありまして。従つてさういふことは労使ともに会議の内容では言つておられないのであります。ただ要するに業務阻害者といふのは、一般的な会社業務に服しなかつた、そのために会社の成績を上げなかつたといふ、一般的な意味の業務阻害者といふのが、今回の

三井の場合に使われた業務阻害者の定義であります。この中にはいろいろございまして、いろいろな問題が実はありまして、過去何年間の問題で実はあります。ある場合には出炭を急に阻止した。あるいはストライキの戦術だったかも知れません。しかし会社側がそのストライキを違法と認める場合には、これはやはり会社の正常業務の阻害者といふ解釈も出てくるだらうし、あるいはある場合には出勤はしておつても少しも仕事をしない、これは業務阻害者の範疇に入るのではなからうか。さういふふうないろいろありまして、業務阻害者と言われても、双方の団体交渉のさなかにおいても、何を業務阻害者と言ふのかといふことで、実はいろいろ議論が出たわけでありまして。従つてその解釈によつて、会社側と組合側における業務阻害者の解釈が違ふこともこれは当然であります。また中労委の中山さんがまん中に入つて、今回規定を出されましたけれども、この中山さんの考え方も、業務阻害者は会社側にも偏せず、組合側にも偏しない解釈をされておつたと思ひます。従つて業務阻害者の人数といふものは、一方的に幾らが妥当だとかどうだとかいふ規格、範疇をきめるわけには参りませんので、それは個々の会社の内容に応じて、業務阻害者といふものをもしきめるならば、おきめいただく以外にはなからう。また労働法においては、業務阻害者といふ言葉は法律的にはございせん。さういふ意味で、これは実はなかなか解釈のしようで問題が多いのではなからうか。同時に、これがどちらが妥当でどちらがいけないといふわけでもございせん。従つ

て今回新しく業務阻害者という言葉が団体交渉の中に特に強く出ましたけれども、それをきめることは、これは労働大臣としてはなかなかきめられない。これは両者の間で業務阻害者の範疇、範疇をきめて、そしてここに議論が出ることで、要するに正常な業務を不法に阻害したという範疇で、おそれるこの問題が議論されるのじゃないか、さういふことと考へておられます。その内容について、あるいは個々の問題について、これは労働大臣の解釈すべき問題でもなければ、労使間は今日労働間において団体交渉をやつておられるさなかでありますから、私の方でとやかく言うわけには参りません。中労委でこの解釈を、判定を下すことは、これはまだはつきりするわけには参りません。ことに中労委のあつせんを両者とも拒否されておる立場でありますから、労働大臣としては両者間において違法行為のないように、いゝゆる労働争議の範囲内において、正常な自主的な解決をはかつてもらふといふことを期待する以外に、今日私は立ち入るべきではなからう、さう考へております。

○始関委員 当面の石炭の業界の不況に対処いたしまして、石炭業界では大体昭和三十八年度までに八百円の炭価引き下げをやり、さういふふうな計画をいたしておるのであります。これは実現可能といふふうに通産当局では考へておられるかといふ点を伺いたのであります。それから八百円程度の価格引き下げでは、将来想定される重油との競争ができないのではなからうかといふおそれもあると思ひるのであ

りますが、そういう点についても御意見を伺いたい。

それから輸入重油などに対してある程度の関税をかけるとか、あるいはドイツのように消費税を設けるとかいう必要があるのではなからうかと思うのでございます。先ほど私は炭主油従といふようなまじらわしい言葉は使えりきではない、こういうふうには主張したものであります。しかし石炭鉱業といふものを日本国内においてある程度温存しておきまして、これによってエネルギーの供給安定をはからうというやうなことでありますれば、この程度の保護政策といふものは、私は必要なのではなからうかというふうに考えるのであります。現在重油ボーラー規制法といふものがございまして、これは消費構造の変化そのものを否定して、いこうという考え方でございまして、相当に無理の多い、また実効の上がらない制度ではなからうかというふうに考える。従いまして、これにかわるという意味を持たして、関税なり消費税といふものを考えていくことが一つの行き方ではなからうかと思うのであります。さらに今日まで重油と石炭との規制の問題につきまして大きな役割りを果たしておりましたのは、全体としての外貨割当操作といふものであると思ふのでございまして、これも外貨事情の好転、それから自由化の方向などと相俟つて、輸入数量の操作で石炭鉱業の保護をはかることも、実はだんだんやりにくい情勢になるのではなからうかと私は思いますので、残った方法としては今申し上げたやうな方法があるのではなからうかと思ふのであります。

すが、通産大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○池田内閣大臣 お答え申し上げます。御質問の第一点の八百円の値下げ、すなわち昭和三十八年までの計画——会社の方から山ごとの一応の計画書が出ております。われわれはその内容につきましてたゞいま検討中でありまして、無理に値下げをするために、炭鉱の労働者が非常にたくさん整理されるということも避けなければならなりませんし、また八百円で、これで重油との競争ができるかという点もまた考えなければならなりませんし、そういう点から次の関税の問題、ボーラー規制法の問題が出てくると思ふのであります。〔委員長退席、大坪委員長代理着席〕

かなければならぬ問題だと考えております。

○始開委員 今回の離職者法案の重要な内容をなすもの一つに、いろいろな職業紹介、特に広域職業紹介といふことがあつて、職業紹介に關する計画といふものが作られるのでございまして、この内容をきわめて簡単に一つ御説明願ひたいのであります。それから本年九月の政府の決定によりまして、応急措置としていわゆる広域職業紹介によつて二千名の離職者を再就職させるといふこととございまして、せっかく予算もと、厚生省、労働省当局では一生懸命おやりのやうでございまして、これが今日までに何人くらい目鼻がついたのかといふ点を伺ひたい。こゝういふ過去の実績等から推して、今後この方法によつてどの程度の、何と申しますか再就職についての期待が持てるというふうに労働省で考へていられるのか、こゝういふ点を大臣からお答え願ひたい。

○松野内閣大臣 今回の三条に規定をいたしました、第六條に新しい条文を入れますが、鉱業権者は今後労働者を雇入れるときには石炭労働者から雇ひ入れなければならぬという規定を入れました。これは今まではないことである、後石炭労働者を雇ひ入れる場合には、石炭の離職者から雇へといふことで、他の一般の労働者の市場からは一応やめて、石炭の離職者からといふ優先事項を入れましたので、今回は一応石炭労働者といふものの大ワケをきめまして、その中から今度有無相通するといふ業者間の労働者の移動といふものをきめて参るわけでありまして、これで一応計画の底をきめたわけでありまして、この計画によりまして、大体今日三十万といふものがございまして、これから自然減耗といふものもございまして、退職によるもの、病氣によるもの、あるいはけがによるもの、あるいは結婚によるものといふ自然減耗の数を減らして参りますと、おのずからここに石炭労働者の総数が出て参ります。これに合せて、今度は各炭鉱の移動性をとつて参りますと、一応の基準が出て参りますが、これではいわゆる石炭の合理化と労働者の自然減耗の速度がなかなか合わないといふので、いわゆる純離職者といふ数が出て参ります。これを広域職業紹介によつて吸収しようといふのが、いわゆる第三条の始開委員の御指摘の、実は基本的な要対策人員といふものの数であります。今日、九月から予備金で出しました、約一カ月半の間に六百六十九名の者が、広域職業紹介によつて他の産業に就職が決定しております。今回初めてのことでありますので、必ずしも優秀な成績とは申しませんが、他の産業の方も最近石炭離職者に同情を持たれて、一般産業に喜んで受け入れようといふことを、日経連を通じて各種会社に要請しまして、最近大工場でも、富士鉄あたりでも、百五十名、二百名引き受けようといふお申し込みをいただいております。必ずしも中小ばかりとか、労働条件の悪いところばかりといふことではございません。今日六百六十九名は、必ずしも一流会社とは申しませんが、今後の問題は必ずやれる。非常に他の一般の産業の方も離職者に同情をいただいておりますので、私はできると思ふ。その前

に、どうしても職業訓練をしてくれという御希望があるのです。やはり石炭からいきなり機械工にはなかなかないからというので、その中間に職業訓練といふものを大幅に取り入れて、まだ足りませんので、来年はより以上推進をして、職業訓練といふものを実はこの中に入れた。また企業内におきましては、職業講習をやるように、今回の法案に規定しております。石炭鉱業の中において、離職以前に職業講習を受けて、なるべく他の職業を身につけてもらふ。政府は職業訓練所を拡充して、これに吸収する。こゝういふ一つの窓口を開きながら今回やつて参りますれば、正確に計算することは、私は必ずしもそう不可能ではなからう、また同時にこれに期待するところが多大なものがある、そういう基礎の条件のもとにおいて実は今後適用計画といふものを立てていきたい。しかしこの法案が通りませんと、今日だれを雇つても自由でございまして、一方で離職者が出る、一方では新規工具を雇ふ。これをやるとすれば計画が立ちませんので、今回は第六條に、その前に必ずさういふこととしてくれと規定した。まず底を締めて、さうして計画を立てようといふのであります。基本的には、まだやつておりませんけれども、まず基礎条件としてはさういふものの上に計画を立てたい、こゝ考へております。

○始開委員 広域職業紹介と職業訓練とを通じて、このむずかしい炭鉱離職者の再就職の問題につきまして、すでに相当程度の実績が上げられたといふこととございまして、私は労働当局の労を多しうございまして、

が、この問題に關連いたしましたして、失業保険法による保険給付の期間を多少延長いたしました。特に職業訓練中の者にも、ある程度やつたらどうかという意見がいろいろあるが、この問題について、労働省当局でも御研究中と伺つておるのでございますが、この問題につきまして何らかの結論に到達いたしましたのであれば、これをお伺いしたいと存じます。

○松野国務大臣 失業保険の改正ということは、これは御承知のごとくすべての産業に及ぶことで、石炭だけにこれを急に改正するということは、実はすべての産業の中における審議会がなかなか難航いたします。というて、今回は特に失業保険の受給者が、職業訓練所に入所した途中で切れたという方は、これはお気の毒じゃないか、次に再就職の道と方向がきまつておるにもかかわらず、失業保険の切れたためのはなはだお気の毒じゃないかというので、これは検討したい。すでに切れた方につきましては、失業保険でやるわけに参りませんので、援護会の費用から支給するようにしております。

なお始関委員御承知のごとく、失業保険法を延長したらどうかというように、いろいろな方から出ております。ただここに考えなければならぬことは、失業保険法をいらずに延長して、失業期間を延長するという結果になつても、これは大へんであります。しかも不幸にして、失業保険の受給が長ければ長いほど、次の雇用条件が実は悪くなつておる。離職された方には、ある程度条件がよくなる。六カ

月も一年も失業者となると、実は再雇用の条件が逆に悪くなる。従つて、失業保険を延長することは甘い人情ではあります。雇用面からいって、非常に労働条件の悪い雇用に使ひつけなければならぬという結果になつても、これは大へんであります。それから、もう意味で、失業保険法は、なるべく再雇用の方にこの金を使ひたい。その意味で、失業保険の金を実は職業訓練所の金に回しておるわけでありまして、従つて、失業保険で本人に払うかわりに、職業訓練所にこの金を使ひまして、そして再就業の方にこの失業保険の金というものをなるべく回していききたいというのが、今回の労働省の考えであります。甘い考え方かもしれないけれども、いたづらにそれに墮すると、次の再雇用というものを悪化するといふことがあつたら、これは本末転倒じゃないだらうかというので、今回はさしあたり入所中の方については失業保険の延長を考へて検討しておりますが、一般の場合には援護会で援護を行なうというふうに規定し、援護会でこれを受け持つつもりであります。

○始関委員 ただいまお話のありました炭鉱離職者援護会の設立ということ、今回の法案の非常に重要な眼目であると思つてございまして、現地の切迫した情勢等から申しまして、特に急速にまた手きわよく、一日も早くこの事業を開始する必要があると思つてございまして、おおよそ一つの組織を作ります。これが具体的に動き出すところまで持つていくということは、これはなかなか大へんなことだと思つてございまして、これについては、何らかの特別の構想なり工夫なりがなければならぬと思つてございまして、法

案が通つたといつたしまして、一体いつごろから具体的な事業活動を開始するようにするお見通しであるのかという点と、それからあわせて、援護会の予算が六億くらいあるようでございますが、この援護会の予算は三十四年度内のものであらうと思つてございまして、これを年度内に有効に消化いたしまして、これによつて離職者対策に役立たせるということにつきました。この自信をお持ちであるかどうか、この点をお伺いたしたいと思つております。

○松野国務大臣 この法案を一日も早く通過していただきたいというのことは、昨日の委員会におきまして、実はほとんどすべての参考人の方が一致して早く通してくれという御意見で、一番緊急に言われましたのが福岡県の知事さんです。福岡県の知事さんは、約三十分の法案に対する意見を言われましたが、要するに、早く通して欲しいことを、約三十分の間に二十回くらい言われました。実は地元の方の村及び県の方の計画は緊急就労であり、失業保険というよりも、早く仕事を与えたいという気持ちが非常に旺盛であります。私はまずこれは年内に発足すると思つております。緊急就労は年内に発足すると思つております。援護会の方は、今から準備を急いで至急にやりますから、正月早々に発足できると思つております。しか

し、この法案の一部の緊急就労は年内、十二月中にも動きまして、そうしてただいま始関委員の御指摘の、失業者で困つておる、失業保険も切れたという要対策者を、至急に年内にもこの事業を起こして吸収したい、これは私は十二月中にも動くと思つております。そういう意味では、なるべく一日もすみやかに通していただかなければ、これは実行できませんので、いろいろな御議論もございまして、とにかく最大限の誠意を持ってこれをやってみる。あと、これはや

はり個人々々の就業能力と就業希望によつてやりますので、なるべくこの予算が三月三十一日まで消化できるように順調に進めば、これはけっこうであります。というて、これは一般の公共事業でありますから、予算もちびりではなしに、なるべく多くの方がこの法案に合致するような就業能力と就業希望を早く出していただいて、そして私どもの広域職業とあわせていただきたいというので、やはり個人々々の希望もあつたので、私どもはなるべくこれを三月三十一日まで消化して、より以上の方をお救ひしたいという気持ちであります。しかし、これができるといふことは、個々の方の就業の能力と希望と家庭の事情がございまして、強制するわけにはいきません。援護会は正月、緊急就労は年内にも実施できると私は確信しております。

○始関委員 この法案の指定いたしております職業紹介、それから職業訓練、さらに援護会の事業活動の開始その他いろいろ規定があるようでありまして、炭鉱労働者緊急就労対策事業の実施というような事柄をもつていたしまして、いわゆる炭鉱離職者の問題は、大体においてこれでやつていける、この法案が通りまして、この法案に規定するいろいろな対策がスタートを切れば、今回の炭鉱離職者の深刻な事態といふものは、大体においてこれで解決できる、こういうお見通しであるのか、またそういう確信があらうのか、という点を伺いたいと思つております。

○松野国務大臣 今回の要対策人員としての二万数千名が、この法案で完全

に実施できると思つております。二万一千に足りなかつたらどうか、それは個々の方が希望されなければ足らない。希望されれば二万一千人は必ずこの予算で完全に消化して参りたい。ただ最後に一点ですが、広域職業紹介——やはり個人々々の希望、受け入れ側の希望もありますから、これを強制するわけに参りませんけれども、そういう条件はおそらく今回満たされて、そして二万数千の方々はこれで完全に消化できる、私はこういう確信を持っております。

○始関委員 日本におきまして炭鉱の問題が非常に深刻になつておるといふ一つの事情をいたしまして、外国では炭鉱の地域と申しますか、あるいは場合によりましては炭鉱のすぐ上に工業地帯がある。ところが日本では、概して申しますとそうではございませ

で、工業地帯は炭鉱地帯と離れておるといふところに非常に大きな理由があると思つてございまして、炭鉱地帯に工業地帯を造成しろといつても、そう簡単には参らぬいろいろなほかの立地条件が要すると思つてございまして、こう

いったような事柄について今後調査を進め、これを実現していきたいとお考えがあれば、これは非常に動かしにくい炭鉱離職者の再就職のためにも望ましいのではなかつたかと思つて

が、この点、通産大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

また同様な意味で、ただいま筑豊炭田が一番大きな問題になつております。今まで掘つておりましたところはだめだけれども、深部の開発が合理的にかつ経済的に成り立つということであれば、炭鉱職者を動かさず、その場所でも再就職の機会を与え得るわけでございますので、これも同様な目的のために非常に役立つということに考えますが、この二点につきまして通産大臣の御所見を伺わしていただきますと思ひます。

○池田国務大臣 お話のごとく外国におきましては、産炭地に大工場がございまして消費するということは、ドイツでもイギリスでもその慣例をなしておるのであります。この問題はそれが望ましいのでございますが、日本の国の形が今のような状況でございます。産炭地で使えば重油と対抗できる、しかし東京、名古屋、大阪で、その運賃のために対抗できないという問題が日本にはございます。従つてこれから後に産炭地になるべく工場を作るといふことを考えなければなりません、これは非常にむずかしいことです。従つて今後炭鉱を開発するという場合におきましては、やはりその近くにございしますから、炭鉱になつたかわりに優良な炭田を早く開発する、たとえば有明のあの付近の炭鉱を早急に開発しようという計画を私はいたしておるのであります。

またお話のありました筑豊炭田等につきましても、今鉱区が錯綜し、縦坑その他の関係で、一つの鉱区では採算がとれないというふうな場合も聞き及

んでおりますので、今回、遠賀川の汚水その他と同様に、そういう面の調査をいたすために予算をとつておるのでございます。たとえば直方の東北方にありまして、三の会社の鉱区を一つとめて縦坑を掘つたならば採算がとれるかどうか、こういう点も私は考えていきたいと思つておるのであります。イギリスでもやはり炭田地区に対して財政的補助をして工場を設けるといふ施策をやつておるようでございますが、なかなか十分にはいかぬやうであります。

○始開委員 現在炭田地帯の近所にいろいろな意味での就職の機会を多くするやうな事業を興すという事柄につきましては、通産大臣のお力に待つところろが非常に多いと思ひますので、この上とも一つ善処されまうようにお願い申し上げます。

これは私通産大臣に伺つてみたいのでございますが、石炭鉱業の現在の状態に対処いたしますために石炭鉱業を国有化する、あるいは国家管理をやる、そうしたらいじやないか、これが石炭鉱業の当面の危機打開にも役立つ、こういう主張があると思ひますのでございます。自民党内閣としてはそういう政策はとらない、これは何うまでもないのでございますが、もしそういういたやうな政策をとつた場合に、これが何らかの当面の危機打開の他に役立つ点か多少もあるというふうにお考えかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 国営ということは、お話の通りわれわれは考えておりません。ただ国営を主張しない形で、ある程度合併その他でいったらどうかとい

う説はございます。それは私は何ら差しつかえないと思ひます。業者の間で経営上合併する……。しかし通産省として国営その他につきましてもの考えは今持っております。

○始開委員 これまでの経験によりまして、ある時期には石炭が不足することとがあらつたのであります。今は非常に余つておりますが、これからでも、場合によつては石炭が不足するやうなことが絶対にならないとは言えないと私は思ひます。この石炭の不足、これは不足いたしました過去の事例を見ますと、炭労のストライキなどによりまして石炭の供給が不足になつた、こゝろにあらつたやうな事態がしばしばあらつたのでございまして、このやうにある時期の間石炭の供給が不足になつたといふことが、今日重油の使用が非常に普及して参つた一つの契機をなしているといふふうに考えて差しつかえないといふふうに思ひますのでござい

ます。このやうな事態に対処いたしますために、また価格の安定というやうな事柄に資しますために、これは一般の商品についてあれもこれもといふやうな考え方はよろしくないと思ひますが、石炭のやうなものについては公的な需給調整機関を設置して、余つたときにはある数量を限つて政府が買い上げてやる、また不足のときにはあるいは値段の上がりやるときにはこれを放出してやる、こゝろいこととが石炭についてはと申しますか、日本いろいろな産業あるいは商品の中で、石炭についてのみはそういうふう

にやるということについての非常に合理性、妥当性があるように思ひますのでございしますが、こゝろい調整機関を設置

するといふ問題について、通産大臣の御所見を伺わしていただきたいのでございします。

それから、新昭和石炭といふものがありまして、これは民間の会社のようでありまして、これが私の申し上げましたやうな活動を、きわめて微温的な程度でやつておるやうに伺つておりますけれども、その活動状況といったものをちよつとお答えをいたしたいのでございします。

○池田国務大臣 今日のように重油が非常に伸びてきた一つの原因としまして、一時非常に石炭が不足だつた、従つて石炭にたよつておつたのでは安心できないという考え方も相当あるの

でございします。私はそれは認めます。従ひまして需給調整の機関を国営で持つかといふお話でございますが、私はこれまたあまり感心いたしません。それから、大手の方は新昭和石炭会社である程度買い上げてやる、これは私は民間でやるべきだ。中小企業の方につきましては、金融で当座をし

いでおるのであります。この方法でいくよりほかにない。しかし今のお話のやうな点を除去するために、私は炭鉱会社は消費者と長期の契約をすべきだ、こゝろい考えを持っておるのであります。私は石炭鉱業の再建の方法として、流通面において相当改善しなければならぬ点があると思ひます。それはいわゆる大需要者と長期の契約を結ぶ、そして炭主をつきめてしま

の事業のことは局長からお答えします。

○建設政府委員 新昭和石炭は大体百万トンの大手関係の貯炭を、別に封鎖といひますか凍結するといふことで、市場から隔離するといふことを目的に、こゝろの四月発足したのでござい

ますが、大体今まではほぼ三十万トン程度のものを買ったわけでございます。これはわれわれといたしましては、この新昭和石炭が作られました趣旨が、できるだけ市場に圧迫を与えないやうに過剰分を凍結しようといふこととでございします。各生産会社が自分の力で持ち得るというところまでは自分で持つていく、持ち切れない、これ以上では市価を暴落させるというものを凍結するといふ意味でそつちの方に回すという趣旨から考えますと、むしろ生産業者がいろいろ努力した結果、大体炭価もさう大きな暴落なしに維持できたといふことで、百万ト

ン買入る機関がありながらそこに三十三万トンの弱しか持ち込んでおらなかつたといふことは、結果的に考えますと、百万トン買入つても作つたが百万トン買入ぬではないか、目的を達しないといふふうに見るよりは、むしろこゝへさらに非常に危機的なことが起こつても、さらに七十万トン程度は常に買入だけの準備がしてあるといふことで、結果的にこゝろい特殊の機関がフルに活動しないといふことは業界のためには――大体業界自体がそれだけ持ちこたえる力があつて、自分でやつて

いるといふことで、結果的に見て悪いといふよりはむしろ非常にいいことではないか、さういふふうに考えます。

実績といたしましては、大体三十万トンを弱を今まで買っております。

○始開委員 ただいま予算の編成時期でもございまして、一べん通産大臣の御所見を伺いたいでございまして、石炭のコストを引き下げるといふことは、何と申しまして非常に大事なことではないかと、そのために新しい技術の採用、導入ということが非常に必要であるといふふうに考えられております。その新しい技術とは何かといふことについてのお考えもいろいろありだろと思ふのであります。このような石炭技術振興対策についての大筋の申しますか、こまかいお答えをいたしたくとは思いませんが、どういったふうにお考えになつておられるかといふことをお答えいただきたいと思います。

○池田国務大臣 先般工業技術院等の主催で、石炭技術者会議を四日間開きました。生産から輸送、消費に至る間の合理化、また石炭の使用面におきましての新しい天地の開拓等を検討していただいております。その結果を見てまた考えたいと思ひますが、いすれにいたしましても、やはり生産性を上げるよりほかにございせん。今大手の方は、生産能率十五、六トンと言つておりますが、中には合理化のために月五十トン近く掘つてゐるところもあるのであります。私は各社から今出ております再建案を検討いたしまして、将来有望なものにつきましては相当の合理化をし、そして労使の間で生産性を向上するように努力し、それには財政的にもいろいろの援助をいたしたい、こう考えておるのであります。

○始開委員 ありがとうございます。私は終わります。

○大坪委員長代理 八木昇君。

○八木(昇)委員 できる限り私は商工委員の立場から、今回の炭鉱離職者臨時措置法案に対しまして質問をいたしたいと思ひます。

まず、やはり私は今度のこの問題を考えます場合に、北九州方面あるいは北海道その他全国の炭鉱地帯におきまして非常に深刻な不況という問題が起き、しかもたくさん炭鉱離職者の生活が今日窮乏して、そして山元付近に滞留してゐる、これが大きな社会問題となつてゐる、こういう事態に立ち至つたことについては、結局のところさういふ労働者の人たちに責任はない。

〔大坪委員長代理退席、委員長着席〕

むしろこういつた重大な深刻な事態をもたらしつたについては、炭鉱の経営者側並びに政府に重大な責任があるのではないかと、一体こういう事態に立ち至つた責任の所在はどこにあるのかといふ点がやはり第一に明確にならなければならぬのではないかと、私はさういふふうに考えるわけでありまして。ここで経営者の人々の責任を追及してみましたところで、政府相手にそれをやつたところでいたし方ありませんので、主として政府の責任についてある程度明確にしなければならぬのじゃないかと、こう思ひます。一口に言いますと、今日までの数か年間の政府の石炭行政といふものが全く一貫性を欠いており、極端に言うならば非常に誤りを続けた、その結果が今日非常に社会問題を惹起してゐる、結論

的に言うところ言わなければならぬのではないかと私は考えるわけでありまして。

そこで若干具体的に何つてみたいと思ひますが、昭和三十年、今から四年ぐらい前に石炭鉱業合理化法というのを提案をせられた。そのときに、三百三十万トン相当の炭鉱をこの際政府は買い上げて取りつぶしたい、これをやることによつて、すなわち非能率炭鉱三百三十万トン相当分を政府が買い上げ取りつぶすことによつて、それだけで事が成就するといふわけではなかつたのでございまして、これによつて炭価は漸次下がつていき、石炭鉱業界は安定する、これは政府として非常に抜本的な方策であるといふことを、当時私も商工委員をいたしておりましたのでこの法案の審議に参加したのであります。政府は非常に強調せられたわけでありまして。ところが現実は一方向に炭価は下がらない、しかもその後三百三十万トンの買い上げでは十分成果を上げることができないといふので、この春はさらにプラス百万トン、四百三十万トンの買い上げをやると、さうして聞くところによりますと、近くまたさらにプラス二百百万トン、こういう計画だ、こういうことなんださうであります。この点やはり政府としての見込み違いというか、さういふものがなかつたかどうか、率直な御見解を承つておきたいと思ひます。もちろんこれは今日の通産大臣の責任であるとは考えません。これは石橋大臣から水田大臣、それからその後通産大臣も三人ぐらゐかわつておられますが、その間、石炭鉱業合理化法を制定せられた当時からしてすでに判断

の誤りがあつたのではないかと。この点についての御見解を大臣からまず伺つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 昭和三十年に石炭合理化法を制定いたしました。お話の通り状況で、またさういふ見込みであつたのでございまして、御承知のごとく三十年から三十二年の初めにかけましてのあの好景気で、実は失業者が相当出ると考えておつたのが、失業者が出ずに、逆に炭鉱労働者はふえた、こういうことです。従つて下がるという炭価は下がらずにいつた。これは私は政府の見込みが違つたと言へると思ひます。その後はずっとジリ貧の状態をたどつてきておる。従つて五千五百万トンといふのが五千三百万トンになり、今では四千八百万トン、こういうふうになつて生産が減つて参つても、なおかつ二、三カ月前は千二百万トンといふ未曾有の貯炭があつたやうな状況でございまして。

○八木(昇)委員 その点は非常に率直に大臣としてお認めになつたわけでございますが、昨年の時期においてさうも、前通産大臣のごときは、昭和三十三年の出炭量はさうして五千六百百万トンの出炭をやつてもならなければいかぬ、そこで炭価がストライキその他をやつて一部減産になつておるといふ事態はまことに遺憾であつて、炭労ストによる出炭の減少といふ点をある程度加味したところ、少なくとも五千四百百万トン前後の石炭は本年度どうしても掘つてもらわなければいかぬといふやうなことを、委員会でも強調せられておつたし、各方面に向かつて通達をせられた、こう承つておるわけですか。ところが事實は、御承

知のように、何と昭和三十三年度の荷渡しは四千六百万幾ら、四千七百万トんに達してゐない。こういうあり方といふものは、ものが石炭でありまして、普通食糧なんかにおきましては、昔から米相場といふのが、米は少し余るとものすごく値は暴落するし、少し足らないといふことになる値はものすごく暴騰する。これと同じやうに、産業のエネルギーであるところの石炭については、どうしても、わずかも不足すると値は暴騰し、ちよつと余ると値は暴落する、こういう自然的な一つの要素を持つておる。しかもものは石炭だ。こういうものについては政府は慎重な施策が必要であるにかかわらず、今申し上げましたやうに、一口に言へばまことにナンセンスな行政指導をやつておる。その結果が実に一千二百万トンにも及ぶ膨大な貯炭の山といふやうな現象を引き起こしてしまつた。そして石炭不況問題がにわかに喧伝されるに至つた。こういう点についても政府は非常な責任があるのじゃないか。

○池田国務大臣 経済界の動きにつきましては、よほど慎重に考えてやつておるのでございまして。たとえば電気について申しますと、今年の初めごろは電気は一回ぐらゐ余裕があるといつておりましたが、もう今ではこの湯水期にどうしようかといふやうなことになるまで参りました。この一、二月には何人も、鉱工業生産が前年に比べて二割、二割五分もふえるといふやうなことを想像し得なかつた。またさういふことと逆のこともある。これは日本ばかりではございせん。アメリカは別でございまして、イギリスにしても、ベル

ギーにいたしても、ドイツにいたしても、大へんな貯炭で苦しんでおるのであります。政府の見通しが誤りということも立ちましようが、これはなかなかむすかしいのでございまして、どこの政府もこの石炭問題につきましても見通しで悩んでおるのであります。従つて今後におきましては、需給の安定がやはり石炭の信用を維持する一番の方法でございまして、需給の安定ということにつきまして生産者と大口消費者の間で一つの話し合ひをしていこうという考えを私は持つて、今までのような見込み違いが起るにしても耐え得る見込み違いをしていきたいと考えておる次第でございします。

○八木(昇)委員 これは単に日本のみならず、ヨーロッパ各国におきましても、石炭問題が多かれ少なかれ相当深刻な問題となつてゐるというところ、それ自体は、私もわかるところでございしますけれども、日本の今起つておる石炭問題というのは、やはり相当違つてゐる。日本の場合には政府の不手ぎわというものが特に指摘されざるを得ないのじやないかと私は思うので、そこでお伺いをいたしたい点は、ここのごとき非常に重要な点は、手ぎわが具体的に現れて、そして千万吨以上の貯炭が出てきて、さあどうするかというような大騒ぎをしてゐるというわけではございません。しかし全体としての石炭需要の見通し、今後五年ないしは十五年というところに向かつての石炭需要の見通しというものは、これは昭和三十一年にも通産大臣の諮問機関であるところの産業合理化審議会のエネルギー部会が一つの

見通しを出しました。それから昭和三十一年の末には経済審議会でも新長期経済計画というものを出したわけですが、これによりまして、昭和五十年ごろまでの石炭需要の見通しという点からしますと、やはり石炭需要はまだほとんど伸びていく、こういう見通しは大體立てられる、それ自体については今日も大して間違ひはなかつたという見通しをお持ちであるのかどうか。もしそうだとするならば、ここに一時的に政府その他の不手ぎわから一千万トンの貯炭というところで騒ぎが起つておるけれども、しかしながらそれは一時的な現象であつて、石炭産業そのものがもつて本質的に斜陽産業だといふふうにきめつけるべきものではなく、ある程度長期の見通しとしてはやはり石炭需要はまだ相当伸びていくが、今の現象としてこの千万トンの貯炭というふうなものが出てゐる、当面何とかしなければならぬ、こういう現象が出ておるのであるか。すなわち今起つておる石炭不況といふものは長い展望から見ると一時的な現象である、こういうふうな見方が成り立つのではないかと私は考えるのですが、その辺のところの通産省としてのお考えを伺つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 燃料エネルギー源としての石炭の地位は、私は大方の人がいわゆる斜陽的のものだと考えておられると思ひます。しかしわれわれ産業をあげておるものといつたしましては、それはそれでよろしいけれども、努力によつてこれを伸ばしていかなければならぬという気持があるのであります。だから問題はそこにあるわけでは、見込みの点なんかにつきましても、産業行政をやつておる方は、私が先ほど申し上げたように、雇用の面からも、外資の面からも、とにかく日本の石炭業を伸ばしていきたいという一念がもとをなしておりますから、見込み違いもそれによつて起ることになると思ひます。長い目で見ていけばこれは斜陽産業といえる、しかしこれを斜陽にしてはいかぬ、できるだけ伸ばしていこうというのが石炭行政のもつてあるものであります。私はそういう気持ちで今後石炭政策をやつていきたいと考えております。

○八木(昇)委員 そこでちょっと問題を他へ移したいと思ひます。すけれども、今の通産大臣のお答えではございしましたが、私の考えをもう一つ述べ、当面は、やはりこの石炭の経営者側が非常に困つておるというところは、これは事実でございまいしょうが、しかしもとをたせば、この石炭経営者にいたしまして、ある時期、存外の石炭景気といふものが二年くらい前に出てきたために、そこで石炭鉱業といふものの社会的な責任といふものを忘れて、すぐ目の前の利益の追求にきつてしまつた行方をして、それからまた二年くらい前に、近い将来予想される石炭鉱業界の不況というふうなことも念頭に置かないで、そして先ほど申し上げましたようなやり方をしたために、そこで今日のこういう状態が出てきて、そして石炭需要者からは、石炭資本家が非常に信用を失墜してしまつておる。そこで今非常に困つた状態に立ち至つた。こうなつてくると、今度は石炭斜陽論といふものをまことしやかに宣伝をして、結局コストを下げなければならぬ、近代化しなければならぬ、人間を首切るほかはない、こういうふうなことで、その責めを一切労働者に転嫁をして、首切りを今やつて、当面の状態を何とか乗り切ろう、こういうことをやつておるのではないかと、まことに私どもは遺憾千万と考える。

○松野国務大臣 昭和三十年に合理化法が通りましてから、御承知のごとく、三十二年には五千数百万トンという圓期的増産が実現されました。そのために、離職者の方はほとんど石炭業者に吸収されて、その当時の川崎線といふものに対する需要といふものは必ずしも出てきませんでした。そういうわけで、ある程度そのときの状況と結果においては差はございします。そのときにも、もちろん失業対策事業とか、公共事業に吸収するといふ計画はございしましたが、やはり石炭労働者は、まず石炭産業といふものに従事することが一番適当であるし、また御本人の希望でもございしたので、そういう意味で必ずしも職業紹介に出てこなかつた。そのあと押しが一挙にして今日出てきて、このような法案を作らなければ完全消化ができないといふわけで、私は過去に全部よかつたとは申しません。しかしそのときはそういう事情もあつて、そういうふうな計画を立てられたが、今日では、そういうものでは計画は立たないといふので、特に今回緊急措置としてこういうものを立てたわけでありまして、過去のことはいろいろありますけれども、過去は、計画と現実と確かに相違があつたことは事実であります。しかしどちらがいいか悪いかという責任問題は別といたしまして、そういう事情のもとに、過去においてはその計画通り実施できなかった。今回はそういう一つの希望の計画では、日本の産業すべての問題からむすかしいという判断のもとに、二万数千人という要緊急対策者が出ましたので、これはあくまで臨時的な失業対策に吸収するということでは

受当でないというので、緊急就労を、援護会によって、他の産業あるいは他の公共事業に吸収するように、計画を完全に立て直したわけでありました。八木委員の御指摘のように、過去はよかったです——いいとは思いませんが、責任はどうだという問題とこの問題は別であります。計画と実行という問題が、産業の動きに応じて労働対策にも出てきたということは、認めるに私はやぶさかではありません。

○八木(昇)委員 要領のいい答弁として、適当に答弁をしておかれる分には、それはそれでよろしくございませうけれども、しかし現実には、現地では非常に困っておるわけです。どうも政府の方の御答弁、そうして言われることは、いつの場合でも、口先はみごとであるけれども、実質がないという印象というものは、どうしてもぬぐい切れない。そうして大臣の方も、大てい長くて二年か二年半くらいで、次々にかわつていかれるというところ、これはおれの時代のことではないというので、いつも適当に横すべりさせられてしまふ。そういうようなことは実際困るのです。それで結局、思わざる石炭景気というものが二年前にちよつと出てきたために、そういう状態に幻滅されたのか、これはいすれまた深刻な不況がくるということを知っておりながらも、一時的な石炭好況に適当に便乗して、サボったのか、どちらか知りませんが、この間失業、労働者問題というのについて真剣に手を打たずして、今日までするずときたという怠慢は、どうしたってこれを擁護するわけにはいかぬと私は思うのであります。要するに、そういうよ

うに今度の事態が惹起されたことについての責任が、相当政府にもあるという認識の上に立つて、今度の離職者問題についても、やはり責任ある処置をする、そういう考え方を持つべきである、またその責務が政府にはあると私は考えるわけでありました。

そこでこの合理化法に関連して、もう一点伺っておきたいのですが、この春合理化法が一部改正になりますに際して、これが国会通過の際に、実は附帯決議がなされておるわけでありました。ところが、その四項目の附帯決議の内容が、今日までほとんど政府の実践面において生かされていないのではないかと、こういふふうに考えられる点がございます。全部については申し上げませんが、一つの点は、これは整備事業団が山を買い上げる場合に、実際その買い上げ対象となるような炭鉱の場合には、ほとんど賃金も未払い、もしくは遅延配になっておる。そうして解雇予告手当というものは、もちろんもたえられない状態にはない。それから退職金も、とても山の経営者は払える状態にはない。こういうような状態のもとにおいて買い上げられておる。そういう場合には、「離職労働者の退職金については、未払賃金に準じ、石炭鉱業整備事業団の炭鉱買取代金より弁済が受けられるよう措置すること」といふ、こういう附帯決議がなされております。それで実際には、今日こういった離職労働者の退職金問題について、事業団が山を買い上げる場合にはどういふ処置をしておられるか、これを伺っておきたい。というのは、山が買い上げられたとたんにもう炭鉱労働者は退職金なりをも

らっておるならば、ある程度の期間の生活を支えることができ、その間転職やその他の問題もやってくいについで、ある程度の時期的にもゆとりがあるのではありませんか、そうでないのですか。山が買い上げられたとたんにもう完全な生活困窮者に一挙に転落しておるという状態が現出しておる。この点、これは局長さんからお答えいただきたいと思ひます。

○樋口政府委員 ただいまの八木先生の御質問になりました退職金も未払い賃金と同じように、合計して六カ月までは優先して弁済するようにという附帯決議をいただきました政府といたしましては、あの直後関係各省の次官の周で申し合わせをいたしまして、今附帯決議の通りの措置をするということに所要の改正をしたわけでありました。ただ、御承知のように、六カ月の未払い賃金あるいは退職金というものは、買い上げてくれといつて申し込んできた日までの未払い賃金あるいはそのときの退職金というものを対象に考えておるのでございまして、御承知のように、大体買い上げを希望する炭鉱では、そのほかいろいろな借金等をたぐさんしよつておるわけでございます。そこで、わずかな財産をもつて数多くの債権を処理するというののために、どこかで債権額を確定して、そうして未払い賃金には優先してこれだけ払う、その他の国税あるいは地方税というものはこの通り支払う、一般の銀行にはこうやるんだといった債務弁済計画を立てなければならぬために、どうしても申し込みの日といふところまで切らざるを得ないということになるわけでございます。そうして、申し込み

を受けましてから、その山にはたしてどれだけの財産があるか、鉱害の関係はどうなっておるかといふことを一々検討して参りますと、実際には平均八カ月くらいの期間がかかるわけでございます。調査の結果、この山は積極財産よりもはるかに大きい鉱害を保持しておつて、マイナスの資産しかないといつて、買えないといった山も中には出てくるわけでございます。従いまして、整備事業団の方といたしましては、はつきり申し込みを受けたから必ず買うというのではなくて、申し込みを受けてからいろいろ審査いたしまして、そして正式に契約を締結したというときに初めて、債権者に対してどういふ計画で、どういふ順序で払うかというところも確定するわけでございます。それで、確かに今御指摘になりましたように、山の方は買い上げを申し込むと同時に、あるいはそれから若干おくれて実際に操業を停止する。ところが、そこで失業状態に陥つた鉱員たちが、離職金あるいは退職金あるいは未払い賃金というものをもらうのは、数カ月先になるという点は、これは確かに御指摘の通りでございます。これは確かにわれもその点はなほだそういふ山から失業せざるを得なくなつた方々はお気の毒にたえない、こう思うのであります。しかし将来買えるか買えないかまだわからない段階において、申し込みを受けると同時に、すぐ賃金を払う、あるいは退職金を払うということをしていしますと、調べた結果あるいは買うことのできない山であつたといつた場合には、これは非常にあとから問題が起りますために、一応調査して、確実に買えるという見込みがつい

て契約したときに過去の分をさかのぼつて支払うという、現在のやり方をとらざるを得ないということになっておるわけでございます。附帯決議の御趣旨は、その直後に関係各省の間で、その御趣旨通りの改正をいたしまして、実行いたしております。

○八木(昇)委員 そういふ点は一つ極力実情に合うように、今後なお一その努力をしていただくようにお願いをいたします。

そこで、先ほど与党の方の御質問に通産大臣は答へになつておつたのですが、石炭需給の安定をはかるために、ここに何らかの需給のための調整機構というものを設ける必要があるのではないかと。石炭が余つた場合には、石炭の価格が暴落する。それから少し不足する場合には、価格が非常に騰貴を一挙に來たす。それで、神わざのごとく石炭需給の見込みをほとんど狂いなく常に見通しを立てるということ、これはほとんど不可能に近い。そうすれば、どうせ何百万トンか程度の需給の見込みのずれといふますか、違いというものが毎年ある程度は出ることは、これは不可避的な面もある。そうしますと、そこにやはりどうしても石炭の価格の安定化をはかるために、従つて石炭鉱業それ自体の安定化をはかるために、ここにある程度のコントロール策というか、需給調整機構というか機関というか、そういうものをどうしても立てないでは済まぬのではないかと私は考へる。そこでことしの四月の附帯決議の第一項にも、「石炭需給の安定を図るため、需給調整機構を確立する等、速やかに抜本的方策を確立すること」といふ決議

がなされておるわけで、その点もう一度お答えをいただきたい。

○池田国務大臣 先ほどお答え申した通りでございます。私は石炭の性質から申しまして、貯炭しておればカリオリが下るといふような点がございまして、今やつておられますような新昭和石炭会社、こういう業者間で一つの調整機関を設けて、そうして金融的には政府がある程度見ていくということが適当じゃないかと、今も考えておるのであります。

○八木(男)委員 そういってお考えであれば、まあ一応はお手並みをしはらうは拝見しておかざるを得ないと思ひますが、しかしそういうことで石炭問題がほんとうに安定するということになり得るかという点については、非常な疑問があるという点は一応提起し、それはまあそのまゝ一応保留をしておきたいと思ひます。

で、こういった問題だけをいろいろ聞いておりましたも何でございまして、今度は法案の中身に関連をいたしまして、数点お伺いをいたしておきたいと思ひます。

一つは、今度の臨時措置法によつていろいろ対策を受けるところの人員が、先ほどの松野大臣のお答えでは二万一千名。それは要対策者全体全部にわたるのだ。この二万一千名を対象として対策を今度打つておるのである、それで大体的には適當な、こういうお考えのように承つたのですが、ところが、実際には私にそれだけでは人員が足りないんじゃないかと、佐賀県でございまして、佐賀県あたりが炭鉱は、福岡県の筑豊炭田地帯に比

べますと、炭田そのものがまだ若いのですから、比較的に影響は軽いわけでありまして、それでも佐賀県の県の職

安が中心となつてつと出しましたところのデータによりますと、今度この法律によつて炭鉱離職者緊急就労対策事業として佐賀県へ割り当てられた割当数は、わすかに二百九十名、全国で五千五百人、佐賀県の割当二百九十名、ところが現実に起きておるところの離職者の状態はどうか、詳しくは申し上げませんが、石炭鉱業合理化法によつて本年九月までに買い上げられた炭鉱の離職者だけで千数百名に達しておる。それからいろいろ炭鉱の合理化によつて離職をした数が、昭和三十一年から本年九月までの間に約四千名に達しておるわけですから、それから今後確実に出てくるもの、それから先般来の竹島炭鉱の合理化、これは労使の話し合いがついたわけでありまして、こういうので離職をしていく人、そして今後ほぼ確実に大手の合理化によつて発生してくるものと認められる離職者がまた一千名近くある。そういうことを考えますと、もちろんその中には相当数は

かの炭鉱へ再就職ができた者、他の産業へ転職ができた者なども若干はございすけれども、しかし要対策者の数というものは、この緊急就労対策事業の割当二百九十名というより、もう少しわずかな数がないことは明らかなんです。各県からはこういう事情の報告が労働省には集められ、それぞれ各県からいろいろ具体的な人数、自分の方は何名くらい緊急就労対策事業のために人員の割当がほしいというやうな要望などが来たやうと思ひますが、それらについてどういふふうに判

断をし、今度の数字をはき出されたか、そこら辺を端的にお答えを願ひたい。

○松野国務大臣 今回の措置は、御承知のごとく緊急就労が五千五百人、広域紹介が四千名、その他いわゆる援護会から約四千名という数字を合わせて二万一千人でございます。従つて、その緊急就労だけでは要対策人員を吸収するといふわけには参りません。従つて、広域職業とか、あるいは帰農される者、自営をされる者、総合して、そして何人というものがきまるものでありまして、離職者が、直ちにすべてが要緊急者といふわけでは断じてございせん。そういう意味から計算をしまして、実を申し上げます、福岡県は一万六千人ばかり実態調査をいたしまして、その結果の統計といふものを基礎にいたしまして、佐賀県及び長崎県の各県の事情に合わせまして、今回の対策の割り振りといふものをきめたわけでございます。緊急就労の希望が多いこともございす。緊急就労の希望が多いこともございす。緊急就労の希望が多いこともございす。緊急就労の希望が多いこともございす。

も、同時に他の広域職業における希望もまた今後十分見なければなりませんので、個々の家庭の事情とか、あるいはおれはどうしても佐賀県に居たいという人、あるいは緊急就労で就労してもらふ。また単身者、独身者、若い方は他の職業に広域職業で御紹介する。こういうものを考えましても、三百名が多いか少ないかといふことは個々の方の家庭事情も考えた上でないと、私どもは判断するにまだ早計ではないかと思ひます。一応佐賀県でも計画を出していただく。ですからその計画を出したときには何人だ——基準なしでは計画が立てられないといふことで、三百人

とか二百九十人とか、一応計画の基準に申し上げただけでありまして、もうきまつたのだとか、そういうことではありません。この計画に合わせ、今回のこの緊急就労に適當なものならそれをお認めして私の方の予算の配分をする。あるいは八木委員のおっしゃる、二百九十とか三百とかおっしゃるかも知れませんが、私も決定しておるわけではございません。一応計画の基準をこの辺でお立て願ひたいという、第一の実はその数字かもしれないけれども、あるいはその数字かもしれないけれども、私のところにもまだ人数の決定も来ておりませんし、私が署名した覚えもありませんが、あるいは事務的にそういう意味で各府県に早く緊急就労に適當な事業を御計画願ひたいというので、この予算編成と同時に各府県に要請をいたしましたその数があるいは八木委員のおっしゃるような数かもしれないけれども、それらを一人もまけないのだ、一人もふやさないのだとか、そういう意味のものではないかと思ひます。その辺は各職場、各家庭の事情を見た上で決定していただきたといふので、法案もまだ通つておりませんし、実は私が決定した覚えもまだございせん。そういう意味で今の数字は御勘案を願ひたい。

○八木(男)委員 ただしかし、総トータルとしては、今の緊急就労対策事業に人員としては大体五千五百人、こうなつておるわけでしょう。総トータルはさうなつておるのですから、そのワクの中でやるわけでしょう。そこで佐賀県あたりでは、当面最小限六百九十名の人員を吸収できる緊急就労対策事業をやりたい、こういう要請をしてお

るわけですね。それに対して大体労働省方面で考えられておるのは、私が県の職安課長から聞いたものでは二百九十名、大体そのくらいのことの数字をお考えになつておる。これは間違ひはありませんか。

○松野国務大臣 離職者の数を算術平均に割つて参りますと、そういう計算になるといふわけであつて、その計画がございまして、六百九十名というものが、また何百名か知りませんが、非常に適當なものがあるならば、適當なものに割り振るわけでありまして、算術平均してみるとその辺の数字になる、こういう基礎数字でないかと思ひます。どうやるのだという計画は出ておりません。それを今度私どもの方の計画に合わせ、その上できまるのですから、佐賀県の六百名も、またどこへ何人、どういふ個所をやるのか、その時期はどうなのだ、その土地買収はどうなつておるかといふこともまだできておりませんから、そういうものを合せて私どもの方はやるつもりであります。三百名で足りなければ、六百名がいけないといふわけではございません。一応五千五百を算術平均で割りまして、この限度のものが参りますといふことで、一応の計画基準に差し上げたのだと思ひます。また個所別にあるいは場所ごとに、あるいははもとと非常にいい仕事があるならば、私どもはその二百九十、三百三十を堅持する意味ではあります。私どもは炭鉱関係府県の相互融通も考えておりますが、まだ実はきまつたわけではございません。この法案が通りましてから、各府県の計画の優秀なものから、十二月早々か

らきめて参りたい、こう考えております。

○八木(昇)委員 そこで伺いたいのですが、今度補正予算で七億何千万でございますか、補正予算を組まれたわけでございますけれども、結局労働省として、もっと人員の幅も広く、そしていろいろな中身についても、たとえば国庫負担の割合であるとか、あるいは職業訓練を受けておる人に対する日当の金額についても、もう少しよくいやりたいたいという希望はもって持っていたのだけれども、予算の総額として七億程度くらいしかとれなかった。結局内容をその予算の総額の方に合わせてきた、こういうふうなことがあるのかどうか。すなわち労働省それ自体としては、あるいは対象の人員も多く、それらを調整する内容についても、もっとよく、そしてでき得べくんば、もっと多くの予算がほしいかった、こういう考え方に立っておられるかどうか。これは将来にその考え方が影響してきますから、ちょっと伺いたい。

○松野国務大臣 要対策人員につきましては、大蔵省から一步も譲っておりません。労働省の人員を全部承認と同時に、それではなければ一人、二人の方を削るといふ理論もなければ、そういうことはできませんので、要対策人員は大蔵省の意向、労働省の要求というものは一致しております。これは少しも変動しておりません。予算の幅があったというのは、いわゆる予算単価というのか、施行単価八百五十円という問題は、確かに多少の異同はございました。この考えは、言うならば機械器具をどう見るのだ、あるいは用地買収

をどうするのだということが大きな問題でありまして、機械器具はこれは請負業者に出せるものでありますから、請負業者が当然機械器具を持っているじゃないか、あるいは県においても最近土木工事機械といふものは相当持っているんじゃないか、これを活用すれば単価を下げていいんじゃないか、そういうところは多少の異同がございましたけれども、さしあたり私どもが望んだ希望は、今回の予算単価八百五十円というものは、私どもが実情に沿ってそういうものを勘案すれば、機械を新しく買わなくていいんじゃないか、それならば八百五十円ではある、こういうふうな異同があったわけですが、人員については、当初から私どもが実態調査をしまして、これは大蔵省承認の上で金額、予算を出しまして、実態調査予算といふものでやつたのですから、政府の予算で実態調査をやりましたから、この数字を動かすことは大蔵省といえども労働省といえどもこれはできません。従って人員は今回予算当初から変動はなし。単価の問題は、機械器具をどう見るか、あるいは買収費を入れるか入れないか、そういうところの見解があらわれましたから多少の異同はございましたけれども、基本的には労働省の意向というものは十分入れてもらった、それで一致したというのが今回の内容でありまして、そういう機械器具をどうするかというところにも多少の予算単価の異同はございました。しかし県も持っており、これは請負工事だから請負工事屋が機械器具は当然既存のものを使えばいいじゃないか、それで予算単価八百五十円でもいいじゃないか、こ

ういふ議論はされましたけれども、内容においてそれ大きな基本的なものを譲つたということはないですね。

○八木(昇)委員 この人員については、実際は各県が要望しておる対象人員はもっと多いのです。そこら辺の問題については、私も自身の確にその数字を握っておるわけではありませんが、どうしても抽象的なやりとりにならざるを得ないので、これ以上は言えないわけですが、しかし現地の都道府県が要望しておる対象人員は、そういう線に今後ともやはりできるだけ、これを色めがねで見るとなことはなく、やはり現地の要望する数字にできるだけ近づくような、そういう形で対策をしてみたい、こう思うのです。

そこで今後の問題に関連するわけですが、特に援護会関係の資金計画について、ちょっとこの際確かめておきたいと思うのですが、これは通産大臣でありますか、あるいは労働大臣でありますか、通産大臣だと思ひますが、これは援護会に整備事業団の方から三億円の金を出させるということになつておるわけでありまして、そういういたしますと、来年以降も当然相当金額の金を援護会の方に整備事業団の方から出させるということになるのだらうと思ひますが、そこで整備事業団の資金計画ですか、そういうものの概要を簡単にお願いしたい。これは大臣でなくとも局長でも、いずれでもけっこうであります。

○池田国務大臣 お話のように、援護会の方に整備事業団から相当な金を出さなければならぬと思つております。ただ今回は政府の方で整備事業団が

三億円ずつになっております。将来その割り振りをどういたしますか、それが今度の事業団の資金計画にもなつてくるわけでありまして。ただいまその点につきましても検討を加えておるのであります。御承知の通り、整備事業団も資金運用部から借入れをしておる状況でございます。根本的にトン当たり二十円といふものをどうするか、これはしかし今の状況からいいたしまして、これを引き上げるということは非常に困難であります。私はできるだけ国の方を多くしてもらいたいという考えで今進んでおります。いずれ来年度予算が決定しますまではわれわれとして腹案をきめまして、大蔵省と折衝いたしたいと思ひます。

○八木(昇)委員 そこで具体的にどううなんでしょうか、その整備事業団の方も鉱害復旧事業や、その他これから先に相当金も要するわけですね。しかも一方においては、きのうの参考人の供述にもありましたが、大手関係で実人員を向こう三三年間に大体六万人程度をこれは減らさなければならぬ、それから中小炭鉱関係で約三万人、それから職員等を含めると、約十万人ぐらいはさらに実人員の縮小がはかられる、こういう考え方に立っておられる、それがその通り、文字通りに行なわれるかどうかは、労使関係の紛争その他もありまして、別々にしまして、そういういたしますと、将来は整備事業団が負担すべき金額、すなわち援護会に出すべき金額といふものは相当な金額で、しかも相当な数が必要とされる、こういうことになるわけなんです、結局今のトン当たり二十円でございますが、こういう措置だけでま

かない得る、そういう財源だけでまかない得るといふ見通しじゃないわけでしょう、その点どうですか。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたごとく、今の二十円を上げるということは、今度困難じゃないか。そういうことは、事業団の資金徴収計画は現行法で三十六年までになっておりますが、これはもちろんもっと延ばさなければいけません。三十八年、四十年、あるいは四十二年くらいというふうないろいろな計算をしてみまして、とにかく片一方ではできるだけ国から出すのを多くすると同時に、片一方においても離職者が事欠かないように協力態勢をとらしていこう、こういう考えで今進んでおるのであります。

○八木(昇)委員 その考えはわかりましたので、そうすると、やはり国の一般会計から出すというふうな形になるわけでしょうか。

○池田国務大臣 一般会計より出すよりほかに出すところはありません。

○八木(昇)委員 それでは問題を先に移しまして、あと二、三で、時間おそくなりましてから、きょうのところは終わりたいと思ひますが、今各地方自治体あたりからの要望がいろいろございまして、これは労働大臣に伺うのですが、今の緊急就労対策事業について五分の四の国庫補助、こうなつていふわけですね、できれば全額国庫補助にしてもらいたい、しかし全額補助がとも台風災害などの場合と同じように、十分の九の補助にしてもらつて、残りの十分の一の分についても特別起債といふんです、その他の措置を講じてもらいたい。いずれにせよ当該府県

解を持つておるこの際でありますから、これだけの規定があれば十分である。求める方も、あるいは入るときも、ともに職安がまん中の仲介に立つのだということが規定してあれば、それから先の罰則がなくても、今日の運営で十分できると私は考えております。

○八木(男)委員 それは一応見解を承つておくだけにいたします。

それでもう一点は援護会についてであります。援護会の理事ですね。これについて、今度の炭鉱離職者の援護会というのは非常に特殊な任務を持つておる。炭鉱労働者の離職者対策という純然たる、異常な事態に対応するため

の援護車専門の機関、こういうわけではございますが、この理事には一体どういう人の中からこの理事を選任しようというお考えなのか。特に今度のこういうような場合、しかもこの援護会がそう長期に存在するわけでもないわけではございませんから、こういう際にはけ

炭鉱労働者の実情というものに非常に通暁しておる労働者出身というか、労働者代表的な理事をこの際は一名就任をさせるといふ必要があるのではないかと、そういうことを私どもとしては痛切に感じておるわけですが、どういった人々を理事にされるお考えである

か。特に実際の労働者の実情というものを身をもって体験し、また実情に具体的に明るい、そういう労働者出身理事といったようなものを選出するお考えはないか、この点をちよつと伺つておきます。

○松野国務大臣　これは通産大臣との

協議事項でございますから、私一存に
言えませんが、実はまだ決定を

しておりません。しかしいずれにしてもこの法案の性質から、炭鉱の労働者のことをよく知っている方、同時に将来とも、逆に広域職業紹介もやりますので、受け入れられる他の産業にも信用のある方、同時にこれは寄付金も受け取るのではありませんから、民間からも進んで、あの人ならば寄付金を出しても有効にやってくれるのだという一つのレヴェルの信用もある方、そしてなおかつ労働省、通産省との連絡もいい方ということが一つの基準になることは常識的に考えておりますけれども、まだだれをどうするのだ、どうい

方を選ぶのだというところは、通産大臣とも協議をしております。しかしいずれにしてもこの法案の性質から、そういう要素を持った方を選ぶというところは、一つの法案の性質から当然ではなからうか。われわれは実はまだきめておるわけではございません。まだだれだれという個人的な選考までいたしております。

○八木(昇)委員 ただいまの点につきましては、私の申し上げた希望というものを十分におくみとりいただきまして、よろしく御要望申し上げておく次第でございます。

あと、特別失業手当を炭鉱離職者に對してはやつてもらいたいという問題であるとか、あるいは労働者住宅の問題についてとか、いろいろたくさん問題がございますが、一切省きまして、最後に一点だけ伺いたいと思います。

生業資金の借り入れのあつせんを行なうということに二十何条かであつておると思いますが、これは実際問題としてはどういうふうにやられるのでござい

ますか。生業資金の借り入れのあつせんというところで、これははいかなる金融機関を通し、どういふやり方で実効の上がらうにこれをやられるのか、これをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○百田政府委員 生業資金の借り入れのあつせんにつきましては、主として国民金融公庫になるのじゃないかと思ひますが、御承知の通り炭鉱離職者で何らかの生業をやりたいという方々に對しまして、金の借り方その他につきましても、十分な知識を有しておられない場合もございますし、そういう御相談に乗って、そうしてあつせんをしてやるというわけでありまして、

○八木(昇)委員 たださう言ひましても、炭鉱離職者あたりに金を貸すように、国民金融公庫に極力一つよろしくやれというようにところで多少のあつせんをしてみたところで、これは実際はなかなか貸さぬのじゃないですか。それをやるためには、たとえば国が資金運用部なら資金運用部から炭鉱離職者の生業資金引き当て分なら引き当て分として、ある一定金額を出すなら出して、そしてワケを設けるとか何とかという具体的な措置というものを伴わないと、全くこれは名のみであつて、実効は上がらぬ、こう考えるのです

が、その点どうでしょう。

○百田政府委員 事実上特別のワケを作るかどうかは別といたしまして、現実の問題といたしましては、駐留軍離職者の場合も特別のワケは設定いたしておりますけれども、条文上も借り入れのあつせんという形になつておりますが、現在まで相当程度の借り入れというものを行なつております。炭鉱離職者の場合は多少駐留軍離職者の場合

と、生業をやるといふ場合は事情は違ふかと思ひますが、できるだけ国民金融公庫その他の援護会の中に立ちまして、事実上さうした効果が上がるように努力しなければならぬ、こういふふうに考えます。

○八木(昇)委員 やはり一番問題は保証措置だと思ひますが、保証をするために、たとえば援護会の中にさういった保証協会みたいなものをこしらへるとか何とか、そういう積極的な措置をとらないと、これはとてもむづかしいといふふうに思ひますが、そこいら辺の見解と、それから国民金融公庫は二十万円が限度ですが、その限度の点からいひましても、それは生業資金というにはとんと値しないんです

ね。今の時代に二十万ぐらいで一体何がやれるだらうか、独立して事業を行なおうとする者についてという、見出しは大きいのですが、そこいら辺の二点をお伺ひしたいと思ひます。

○池田国務大臣 国民金融公庫の貸し出しは、最高限個人で百万円、法人で二百万円だと思ひます。それからこの援護会を設けてあります関係上、その人の計画によりましては、一般的の金融の保証協会というのがござい

ます。援護協会があつせんをするという建前になつておりますから、さういふ指導もやつていきたいと思ひます。

○八木(昇)委員 一応終わります。

○永山委員長 次は武藤武雄君。

○武藤委員 いろいろ御質問がありましたが、私はできるだけ重複しないように質問いたしますが、当面緊急の問題として、炭鉱離職者臨時措置法案が出されてゐるわけですが、これはあくまでも当面の現われて参りました

現象に對するごく消極的な対策でありまして、基本的には石炭産業をどうするかということが問題でなければならぬと、こう考へておるのであります。さういふ建前に立つて考へてみますと、先ほどからいろいろ御意見があら

りましたけれども、今日の石炭の不況といひますか、需要の減退といひますは、一体どのような背景でどういふふうに行進してゐるかといふことを的確につかんでいなければ対策は出てこないのではないと思ひます。さういふ情勢を正しく把握して、対策の上においても、機構の上においても、根本的な問題が検討されてしかるべきだ、こ

ういふふうにお思ひであります。最近学者やあるいは新聞その他の方面で言われておりますように、燃料の消費構造が次第に石炭から石油に移つてきてゐる、さういふことが言われてゐるの

であります。特に第二次大戦が終わりましたからこの動きは國際的に見てだんだん決定的に変わつてきておるのではないかと考へます。これはアメリカ力についても言えますし、あるいはイギリスについても、西ドイツについても、その他の石炭産出国についても同様に言える現象であらうと思ひます

あります。特に最近國際的にぐるぐると歩いて参りました北炭の炭原社長なんか最近言つておられますように、原子力発電にしても、大体商業ベースに乗つてくるのは十三年ぐらゐ先ではなからうかといふようなことをこの前新聞で言つたやうでありますけれども、しかし脇村教授等の話によりますと、それは当初は一九七五年ぐらゐと、さういふふうにおつたけれども、現在では一九六〇年ぐらゐには

大体實現するのではなからうか、これはイギリスの場合を考へ、あるいは今日わが国で東海村の原子力研究所に原子力発電炉をイギリスから持つてくるというあれを見ましても、相当早くなる、しかも商業ベースにも合つてくるといふようなことを盛んに最近は力説をしておるわけでありまして、さういふ現状を考へました場合、あるいはソビエトが宇宙ロケットを发射した、あれに使用された新燃料の發明等を考へてみますと、いわゆる石油と新しい燃料との競合が現實の課題になつてくる

といふのも、ここ十年ぐらゐの問題になるのではなからうか、さういふふうなことも言われておるわけでありま

すけれども、さういふ石炭から石油、石油から原子力あるいは新しい燃料エネルギーといふふう非常に大きく變つておるやうであります。さういふ情勢の中で、一体政府は総合エネルギー政策を、大体見通しとしていつごろを目標にして、今真剣に総合エネルギーの全體的な対策といふものを一応立案しようとしておられるのか、通産大臣に、現在進行してゐる状況でもよ

いから御説明をお願いしたいと思います。

○池田国務大臣 総合エネルギー政策につきましては、主として企画庁の方で關係の學識経験者等を集めてたゞいま検討中でございます。以前に一応やりましたけれども、事情がだんだん變つて参りますので、今せつかく検討中であるのであります。

○武藤委員 企画庁で検討中だといふ通産大臣の御意見でありますけれども、それで、私は石炭に關して考へてみまして、今わが国で石炭の基本的なさういふエネルギー政策といふものを

大体實現するのではなからうか、これはイギリスの場合を考へ、あるいは今日わが国で東海村の原子力研究所に原子力発電炉をイギリスから持つてくるというあれを見ましても、相当早くなる、しかも商業ベースにも合つてくるといふようなことを盛んに最近は力説をしておるわけでありまして、さういふ現状を考へました場合、あるいはソビエトが宇宙ロケットを发射した、あれに使用された新燃料の發明等を考へてみますと、いわゆる石油と新しい燃料との競合が現實の課題になつてくる

といふのも、ここ十年ぐらゐの問題になるのではなからうか、さういふふうなことも言われておるわけでありま

すけれども、さういふ石炭から石油、石油から原子力あるいは新しい燃料エネルギーといふふう非常に大きく變つておるやうであります。さういふ情勢の中で、一体政府は総合エネルギー政策を、大体見通しとしていつごろを目標にして、今真剣に総合エネルギーの全體的な対策といふものを一応立案しようとしておられるのか、通産大臣に、現在進行してゐる状況でもよ

いから御説明をお願いしたいと思います。

○池田国務大臣 総合エネルギー政策につきましては、主として企画庁の方で關係の學識経験者等を集めてたゞいま検討中でございます。以前に一応やりましたけれども、事情がだんだん變つて参りますので、今せつかく検討中であるのであります。

○武藤委員 企画庁で検討中だといふ通産大臣の御意見でありますけれども、それで、私は石炭に關して考へてみまして、今わが国で石炭の基本的なさういふエネルギー政策といふものを

大体實現するのではなからうか、これはイギリスの場合を考へ、あるいは今日わが国で東海村の原子力研究所に原子力発電炉をイギリスから持つてくるというあれを見ましても、相当早くなる、しかも商業ベースにも合つてくるといふようなことを盛んに最近は力説をしておるわけでありまして、さういふ現状を考へました場合、あるいはソビエトが宇宙ロケットを发射した、あれに使用された新燃料の發明等を考へてみますと、いわゆる石油と新しい燃料との競合が現實の課題になつてくる

といふのも、ここ十年ぐらゐの問題になるのではなからうか、さういふふうなことも言われておるわけでありま

すけれども、さういふ石炭から石油、石油から原子力あるいは新しい燃料エネルギーといふふう非常に大きく變つておるやうであります。さういふ情勢の中で、一体政府は総合エネルギー政策を、大体見通しとしていつごろを目標にして、今真剣に総合エネルギーの全體的な対策といふものを一応立案しようとしておられるのか、通産大臣に、現在進行してゐる状況でもよ

いから御説明をお願いしたいと思います。

考えておる主体は一体どこになつておるのかということ、一つこの際お聞きをしておきたいと思ふのであります。

第一に、通産省の通産省設置法第十四条の石炭局の事務、その中に「石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること」というふうなことにありますけれども、今回職者対策を立てざるを得なくなりまして、これは、生産の調整対策の一環として必要だ、またそういうことだといふことでこの問題も含まれて考へておられるのかどうか、お聞きいたします。

○池田国務大臣 設置法にありますが生産調整ということと今度の職者とは直接の関係はございません。われわれは、今回の職者の問題は、当面発生しております職者の方々に對して措置をしなければならぬ、こういうので来ております。

○武蔵委員 直接関係はないと言われましても、これは合理化によつて首切りが出てくる、あるいは生産調整の一つの手段、方法として合理化による事業公団ができて、その中から出てきておる職者も当然入つておるわけでありまして、これは関係がないといふことではないのではないかと思ふのでありますけれども、一応直接的な関係はないといふことで了解をしておきます。

それでは、通産省設置法のたゞいま申し上げました中で「調整を図ること」と、こうありますけれども、その調整とは一体どういふ範囲のものをさしておられるのか、一つお聞きしたい。

○通産政府委員 石炭の需給の調整をはかるということでございますが、た

とせば、合理化法にもござりますが、市価が標準炭価を著しく下回る、そしてそのままほうっておくと石炭全体に非常に大きな悪影響を与えらると思われまふ場合には、通産大臣が共同行為によつて生産制限をお互いに申し合はせるといふことをしてもよろしいといふ告示が出せるといふようなことが、その今御指摘になりました需給の調整という言葉の一番具体的な内容であらうと存じております。

○武蔵委員 調整という意味は、需給の調整が主体だといふお言葉であります。そうすると、石炭鉱業合理化臨時措置法第三条に言う合理化基本計画といふのと調整の関係は、一体どういふふうになりますか。

○通産政府委員 基本計画は、御承知のように生産の目標、能率、あるいはコストといったようなものについて定めるものでござります。その基本計画を達成すべくいろいろ努力していきま

す過程におきまして、一時的にいろいろ需給が均衡を失ふるといふような場合等がござりますので、その際には必要な調整措置を講ずるといふことでござります。

○武蔵委員 合理化基本計画が、昭和四十二年度における石炭の生産量、生産能率その他の合理化の目標を定めることと規定しておりますけれども、この目標設定の前提条件には、総合エネルギー対策がどうしてもなければならぬと思ふのであります。この総合エネルギー対策の構想は一体どういふことになつておりますか。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたように、企画庁でやつております。しかしました通産省といたしまして石

炭、電気、石油等の直接の関係がござりますから、われわれといたしまして十分の検討をいたしておるのであります。

それから、もう御承知とも思ひますが、とにかくわれわれの生活水準の引き上げといふことはやはりエネルギーの消費といふこととマッチして行くことでござりますから、私はできるだけそのエネルギー源の開発育成に努めていきたいと思います。しこうして石油、電気、石炭、その割り振り等につきましても、やはり経済性といふことも考えなければならぬので、各方面からいろいろの知恵を借りながら検討中であるのであります。

○武蔵委員 そうすると、エネルギーの基本計画の責任として計画を立てておられるのは経済企画庁、こういうふうには認識してよろしうござりますか。

○池田国務大臣 一応企画庁の方で総合エネルギー計画を今検討いたしておるのであります。もちろん通産省もこれには参加いたしております。

○武蔵委員 経済審議会令第一条で、長期国民経済計画の策定に関する事項を審議し、経済企画庁設置法によつて、調整局は産業に関する基本的政策及び計画の総合調整を行ない、総合計画局は長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案に関する総合調整を行なうと、この規定に

おられますが、今大臣の御説明によりますと、総合エネルギー対策について

は経済企画庁が行なうのだ、こういう御意見でありますから、それでこの点については大体了承いたしておきますけれども、石炭鉱業合理化臨時措置法

第七十条に規定する石炭鉱業審議会は、合理化に関する重要事項を調査審議すると、この規定しておりますが、この審議会は総合エネルギー対策について答申を今までしておりますか。それとも今後そういう総合エネルギー対策についてもこの答申をする計画でありますか。ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 石炭鉱業審議会は通産省の所管でございまして、私就任以來数回開いております。しかも、最近におきまして石炭問題に對しての根本的施策を講じなければならぬといふので、石炭鉱業審議会の中に基本部会といふものを設けまして、これには生産者、消費者、労働関係者、学識経験者といふ十名をもつて、特別の委員会であつたいま検討中でございます。

○武蔵委員 まだこの自体は今まで発表しておりませんね。

○池田国務大臣 全体の分は発表しております。ただいまは主として石炭問題を中心にわれわれはやつておるのであります。

○武蔵委員 経済企画庁の長期計画作業と、それから石炭局の合理化作業とでは、当面の緊急に必要とする燃料の消費構造の変化に基づく石炭産業体質改善対策を立案する主体、先ほどの御説明によりますと、どうも主体は経済企画庁の方で全体的な総合エネルギーの対策は立案する責任は持つておられるのだ、また今の大臣の御答弁ですと、何か石炭に関する基本の問題についても、こ

こでやるのだ、こういうふうな御意見にもとれるのでありますけれども、当面問題になつておりますような將

来の石油との競合なりあるいはその他、石炭を固定燃料としてから、最近の情勢に應じて流動体燃料としてこれ

を考へていくといふ、そういう全体的な問題、あるいはそれに即応する石炭産業の経営上の体質改善、そういうものを全体を討議する立場としては、双方いづれも、どうもはつきりここでやれない、こういうふうな主体にはなつていないのではないかと思ふのです。鉱業審議会ができた経過、それからたゞいまの経済企画庁の作業等を考へてみましても、それにはなかなか主体となつてやるといふ状態にならないのではないかと思ふのですが、どうで

○池田国務大臣 企画庁の方は、各省所管につきましても、いろいろな点がありますので、あそこが中心になつて、將來の総合エネルギー対策を検討しておりますのであります。通産省の方は、先ほどお答えいたしましたように、石炭鉱業審議会というものがございまして、今まで審議会におきましては、価格の問題、いろいろな問題をやつておりましたが、今回特に基本問題について部会を新たに設けまして、石炭についてどうあるべきかといふことを検討しておるわけでありまして、もちろんこの場合におきましても、石油、重油に對しての問題、あるいは電気についていろいろな問題も頭に入れて、石炭を中心に通産省の所管の石炭鉱業審議会

で今検討いたしておりますのであります。別個のものでござりまするが、これはやはり先ほど申し上げましたように、燃料エネルギーの大部分をなします石炭、電気、石油ということにつきま

しては、直接に通産省が所管しており

まする関係上、相当の発言力はあるのであります。関係は十分保たれていると思います。

○武藤委員 今までの大臣の御答弁から考えまして、やはり私は、ほんとうに今の国際情勢なりあるいは国内のエネルギーのとり方の変わり方等を考えても、どうも企画庁の方は、そういふふうに長期の総合的なエネルギー計画の立案を一生懸命やっておる、それから通産省の方は、今石炭という問題を中心として、当面のいろんな問題の基本について計画をしておる、こういうお話でありますけれども、これは前の質問者の答弁にもありますように、現実、昭和三十三年に一度の計画として出しました長期計画、昭和五十二年度ですか、七千五百万トンという計画すらも、先ほどいろいろ理由をあげられたようでありまして、しかし現実には、もうその翌年から大幅な変更をせざるを得ない、こういう情勢になってきておるのでありますから、結局企画庁が長期の、全体のエネルギー構造の中における石炭の占める部分というものを計画をされるということにいたしましたも、また今石炭の主管省としての通産省が基本的な計画を立てるにいたしましたも、これはあくまでも表裏一体であるべきであって、企画庁の方は将来の問題だ、しかし通産省の方は当面の問題だというように切り離すことは不可能であって、やはりこういうふうな、しかも石炭産業などというように、関連の産業あるいは関連の住民、そういうものにたくさん影響力を持つておる石炭産業を考えると、これはもう切り離して考えることは不可能なのであります、やはり

り表裏一体のものとしてこれを研究して立案していくという責任感といたして出てこない、どうもそれぞれ分かれてやっておるということについては無意味ではないかと思うのですが、どうなんですか。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたごとく企画庁ではおやりになっておりますが、通産省が最も重大な関係を持つてございまして、通産省の発言も相当行なわれておりますし、その間の関係は、御心配のような点はないと私は考えております。

○武藤委員 所管大臣でありますから、心配があるというわけにはいかないでしようけれども、しかしそれが考へましても、そういうふうにこれから経済の動向を見れば密接不可分のものとして処理しなければならぬということであれば、この際やはり石炭に關係するところの総合的な対策機関というものを政府内部において、各省協議をして、そこで一本の形でそういう全体的な問題に取り組んでいく、こういうふうな態勢をとる必要があるのか、そういうことは全然必要ない、このお考えになっておるのか。

○池田国務大臣 当面の問題といたしましては、通産省におきまして石炭鉱業審議会の意見を聞き、通産大臣が責任をもって結論を出す、それを閣議できめればそれが一番早道だと私は考えております。

○武藤委員 これはこの場で問題にしましてもしょうがないのでありますけれども、われわれの方としては、この重大な石炭の問題を解決するためにはいろいろの問題がある。合理化をやるため

にはいろいろの問題がある。先ほど大臣も御答弁になったように、石油との関連における石炭の、暫定的であろうがどうであろうか、保護問題等もある。あるいは税制上の問題がある。いろいろの問題がある。それから一般産業の面における受け入れ態勢の問題もある。あるいは新しい燃料転換の協力態勢の問題もある。そういうことを考えますと、この際あらゆる知識をばつて、石炭の重大な他に与える影響というところを考へて、一つの會議を作つてはどうかというところで政府に申し入れをしたのでありますけれども、政府の方も趣旨には全く賛成であつて、今度の臨時國會ではなかなかむずかしいけれども、通常國會を目途として十分検討したい、こういうことを政府も言つておるわけでありまして、また与党の方でも原則的には全く賛成である、こう言つておるのでありますから、ただいまの大臣のお答えはちよつと一方的ではないかと思うのでありますけれども、そういうことについては研究をする余地もない、こういうお考えですか。

○池田国務大臣 私は社会クラブの方の御意見も聞き、また自民党の方の意見も聞き、また官房長官の意見も聞きまして、そして今ある石炭審議會を活用するのが最もいい、こう考えまして、石炭鉱業審議會の中に当面の石炭企業の問題について、新たにいわゆる基本本部会というものを設けたのであります。私は皆さん方の御意見を聞きまして、これが一番手つと早く、そして各方面の方がもうすでに審議會に三十名の方がおられますから、その中からピク・アップして、十人で

新たに基本本部会というものを設けて、先々月から出発しておるわけでございまして。皆さん方の御意向はそれで十分果たせるのではないかと、屋上屋を架すよりも、これが早くいい、こういう考えで新たにこしらえた次第でござい

ます。

○武藤委員 ただいまの大臣の発言は非常に重要でありまして、これはあとでわが党として政府の全体の責任あるいは与党の責任等をも追及しなければならぬと思つております。官房長官は、これは十分検討をして通常國會に考へたい、しかし今臨時國會でそれと考へるといふこともなかなか技術的に困難だ、しかし、今石炭の問題を考へると、直ちに手をつけなければならぬ幾多の問題があるので、それは一つ石炭鉱業審議會に民間からあるいは有識者も入れて、まず当面の緊急問題をここで審議したいと考へておるのであるから、そういうふうな一つ御了承願ひたいということをお正式に御回答になつておるのであります。政府全体を代表する意味で回答された官房長官の回答と今の通産大臣の回答はまるつきり違つておるのでありますけれども、これはどういふことでありますか。

○池田国務大臣 官房長官がいつ言われたかわかりませんが、私はそういうつもりでやつておるのです。しかし將來において大規模な石炭問題についての調査会を設けることに私は反対するものではないと思つておる。しかし通常國會に法案を出してやるということになると、来年の五、六月ごろになります。それでは意味をなしませんから、今あるこれまでの法律に基づく大規模な審議會を活用していこうというの

で、從來は本部会が二つございまして、これを經濟部会と基本問題部会、こう二つふやしまして、それを使つて当面の問題に結論を出そう。それが出ましても、あとあなたの方の要求によつて官房長官が別にこしらえるというならまたそれはそのときでございと思います。私は社会クラブのある方のお話を聞きました、けつこうだ、基本本部会できまして、けつこうだ、基本本部会できまして、大して矛盾がないと思つております。

○武藤委員 ただいまの大臣のお答えなら矛盾がないのでありますけれども、どうも先ほどは考へていないといふふうにとられたものですから……。

ただいまの大臣の答弁をそのまま了承しておきます。

それでは私はあと離職者問題に入る前に、合理化の問題について業界の方あるいは基本本部会の方、いろいろ行なわれておるのであります。いろいろ議論があるようでありまして、この前業界が発表いたしました八百円のコスト・ダウン、あるいはその後官側ともつかない民間側ともつかない立場にある有識者等の意見によりますと、大体八百円では無理だ、千三百円から千五百円ぐらいのダウンを考へないと、やはり將來予想される石油との競争は不可能だ、今の価格そのものならばあれだけけれども、まだ石油が相当の合理化をやつてくるだろう、そうするともうそれだけでは不可能だ、こういう議論があるようであります。そこで、そういう合理化を大体において進めなければならぬといふことは、これはもう事業家といわず労働側といわず認めざるを得ないと思つておりますけれども、問題は合理化の方法がいろいろ問題

で、從來は本部会が二つございまして、これを經濟部会と基本問題部会、こう二つふやしまして、それを使つて当面の問題に結論を出そう。それが出ましても、あとあなたの方の要求によつて官房長官が別にこしらえるというならまたそれはそのときでございと思います。私は社会クラブのある方のお話を聞きました、けつこうだ、基本本部会できまして、けつこうだ、基本本部会できまして、大して矛盾がないと思つております。

が出てきて、いろいろの混乱を生ずる場合もあると思ふのであります。その点は合理化をやる場合に、先ほどの大臣の御答弁もあつて大体真意は了解したのでありますけれども、たとへばそういう合理化に努力をする一定期間というものは、やはりいろいろの側からこのこれに対する保護の政策というものが伴わないと、実際には合理化は不可能ではないかと思ふのであります。特に日本のように今まで石炭事業というものが原始労働的なものに多分におおさつてきておる状況では、なおむずかしい問題だと思ふのでありますけれども、そういう場合に、たとえば先ほどポイラー規制法の問題が出まして、大臣としては、内容はそのままでもいいかどうか別として、原則としてポイラー規制法の存続は必要である、こういうふうな御答弁をされたと思ふのでありますけれども、これは間違ひございませんか。

○池田内閣大臣 まだ結論を出しておられません、現状から申しますと、一挙にこれをやめようという事は非常に石炭業にとって打撃じやないか。早い話が、一トン・ポイラーを置くにいたしましても、重油であればこれが五百万円、石炭をたぐということになりますと、七、八百万円、こういうふうな差があるのでありますから、ポイラー規制法を一挙にはずしてしまつたならば、これは石炭業にとって大へんな打撃だと私は考へる。しかし産業全体から申しまして、燃料の使用を設備によつてびしゃつと法律でとめるということ、これは世界にもあまり例のないことで、非常にひどいやり方なんです。その間に私はさまつて

苦慮いたしておるのですが、何とかそのことを調整しよう。で、ポイラー規制法を全廃するということについての打撃を考へますと、ただいまのところ、ポイラー規制法を全廃するという結論にはいってない。もう少し研究してみたいと思つております。

○武藤委員 石炭を流動体燃料として転換させる以外に今後の石炭の生きる道がないというのは、常識としてさうだと思ふのであります。それでは一体どこに多く期待できるかといへば、電力あるいはガス、そういうところに期待する以外にはなかなかほかにもいろいろ石炭産業の新しい化学研究をしつてか言つておるわけでありまして、れども、なかなかむずかしい問題だと思ふのであります。しかも最近の火力開発といふものは非常に急速な勢いで需要の増大とあわせて各社が考へておるわけでありまして、この石炭が最も重点を置いて生きていかなければならぬ電気に対する転換の場合に、そのかんじんの電気の方まで重油専焼という格好にされてしまつたのでは、もう石炭の生きる道というものは、ほとんどワクが狭められてくると思ふ。そういう意味で一つ大臣もこの点は特に重要に考へて、善処を願わなければならぬ問題だとわれわれは思ふのであります。それでちよつと事務当局にお聞きをいたしますが、だいいふ今電気業界を中心として、石油はちろんでありますけれども、重油専焼のポイラーで火力発電ができるように盛んな運動をされておるわけですか。現実には各電力会社では重油専焼の計画で今発電所の計画を立ておられるということが、新聞等にときどき出てくるのでありますけれども、

も、実際に今どの程度の規模で準備が進められておりますか。事務当局の方でもしつかんでおられたら御説明いたしたい。

○通詰政府委員 一応各電力会社、これは北海道、九州といふ山元を除きまして、それ以外の七つの地域の電力会社は、ほとんども重油専焼の発電所を持たいといふような希望を持っておるやうでございます。ただその中で今までのところはつきりと、中部の三個所以外のところは、これは絶対困難といふことで、これは会社の方もその計画を今のところは全部撤回された。それから中央の三地区につきましてはいろいろ希望を持っておられますが、これは通産省といたしまして、私から申し上げるのはどうかと思ひますけれども、また全体としてこれによろしいといつて正式に認めるというところまでいつておりません。これはいろいろポイラー法等の關係もございまして、将来石炭がどこまで供給できるかという問題がございまして、石炭の供給量あるいは電力需用量というものをあわせて検討いたしておりますが、いまだに強い希望を中央の三地区は持つておるといふことは事実でございます。

○武藤委員 わかりました。それではその次に、これは全体のコストの中から見れば、その大きな問題ではないかと思われる合理化をやる場合に、やはりいろいろの合理化をやる場合に、業界に真剣なる努力をさせるのと同時に、やはり政治的にもいろいろの施策をしてやらなければならぬと思ふのであります。たとえば税制等の面で、固定資産税のかけ方等についても、どうも他の産業から見ると、石炭の場合には非常に固定資産税のかけ方がバランスがとられていない、こういう声が非常に強いのであります。統計を見てみましても、ほかの産業と比べてみても、売上げ原価一円当たり税額を見ても、炭鉱の固定資産税に対する考え方では、炭鉱の固定資産税に比べても、炭鉱の工場や何かでありますれば、かりに発電所等におきましては、一回発電所を作りますと、それはもうほとんど半永久的な資産として運営されると思ふのであります。ところが炭鉱の場合には、御承知のように、新しい坑道を掘りましても、それにたぐさんの設備がかかるわけでありまして、しかもそれは設備がかつたにいたしましても、必ずしもそれは固定資産として残らないというのが炭鉱の実態ではないかと思ふのであります。石炭を出すといふことは、それは設備を破壊することと同じであります。だんだん掘り尽くせばなくなつてしまふわけでありまして、かりにそこに何千万、何億の設備を投資いたしましても、その

の鉱区がなくなつて参りますと、それは消滅をする。そういうふうに、生産と破壊といふものが同時並行の形で進んでいかなければ、炭鉱企業といふものは成り立たない。生産をするといふことは企業を破壊することである。これが炭鉱の産業の宿命だと思ふのであります。

○池田内閣大臣 先ほどの御質問のポイラーの問題について、御承知の通り、昨年から一昨年、中部電力が新鋭火力の発電所を作つた。これは専焼の予定であつた。ところが通産省から、規定上は石炭の方の設備もしなければならぬ、こういうことであつた。ところが、これが多分五、六億円の投資だと思ふ。今後二十万キロ、三十万キロという火力発電を作ります場合に、非常に不経済な石炭ポイラーといふものを設置するといふことは、いわゆる電力料のコストにも相当影響する点があるので、一つこういうことを考へておきたいと思ひます。

次に、この石炭鉱業の体質改善の点から、固定資産税の問題、こういうお話でございます。従来この固定資産税の基本になります特殊の施設、いわゆる坑道等でございます。これにつきましても、二、三年前に、かなりの償却年数の短縮をやった。これは主として固定資産税の問題でなしに、償却の問題だと思ひます。これは売り上げに對しての先ほどの固定資産税の問題というところでございますが、御承知の通り、最近鉄鋼にいたしましても、化学関係、造船にいたしましても、売り上げが非常にふえているが、石炭鉱業の方は、どちらかというと、ふえていない、それである程度の設備はせざるを得ぬというふうな状況でございます。で、ただいまお話しになった数字に誤りはないと思いますが、基本的においてこの三十一一年くらいから償却が上がってきたと思ひます。石炭鉱業の実態から申しまして、私は坑道その他の特殊施設の償却は、もつと思ひ切つて償却すべきではないか。そうすれば、もとが少なくなりましてから、固定資産税も相当軽くなる。また固定資産税の税率自体についてこれを分けるかという問題もあります。こういう問題はまだ議論になつていないようでありまして、私はやはりもつと償却を早くしていく、一般の償却は残存価額の一割に見ておられますが、坑道なんかの残存価額は一割どころか、やめていくときにはいろいろな施設が要するやうな状況であるのであります。こういう点も今後私は大蔵当局に話していこうという考えであります。

○武蔵委員 そのほか一般の事業税と鉱産税との比較を資料によって見てみましても、大体全産業の平均の倍くらいになっております。鉱産税は二〇二%くらいになっておるわけでありまして、しかし今特に石炭を中心として離職者や何かをかかえ、非常に困つておる関係市町村の実態を見ると、直ちに鉱産税の問題に手をつけるということは、軽々しくやるべきでないと思ふのであります。しかしこれが不当に高いという点は統計上に明らかにしておると思ふのであります。これは二〇二%、こう出ても、従ひまして、これらについても、地方自治体との関係も十分考慮しながら、税制全体の問題としてこれから考へていく必要があるのではないかと、こういうふうには私は考へておるのであります。

それから、特に合理化の問題とからんで、事業主自体が積極的に行なうものと、それから国の援助によつて相当合理化の効果がでるという問題等については、特に輸送面等においては相当考慮されていいのではなからうかと思ふのであります。特に将来火力の設備がどんどんふえてくることになつておるわけでありまして、最近ではほとんどが海岸地帯に、船による輸送を中心として発電所の設備ができておるようでありまして、こうなりまして、これも一般の機関船や何かの関係もありまして、そのまゝ公団式による輸送会社を作つて、一貫した輸送の中でコストを下げる、あるいはこういふやうなことも、なかなか問題があるでございまして、これは統計によりまして、大体二千八百万トンくらい船で運んでおるようでありまして、なかなか大へんなことでありまして、こ

れは合理化の面では、施策を通じて軽減できる面では、相当大きな要素を持つておるのではなからうかと思ひます。たとえば共同の埠頭設備を相当政府の援助によつて近代化する、一本化する、あるいは先ほど申しましたやうな海上輸送の近代化、合理化をはかつていくというやうなことを積極的に行なう中で検討していけば、コストに對する相当の影響が出てくるのではなからうかと私は思ひます。ですから、こういう問題も石炭の合理化の中には特に政府も大きな関心を持つて進めてもらいたい、こういうふうには考へます。これは一つ要望を申し上げておきます。

それから、最近大きな問題になつて参りました石炭ガス化の問題であります。新聞や何かでありますから真相はわかりませんが、どうもガス会社の方があまりこういう施策には賛成でないというので、陰に陽に通産省の方をつつきまして、ガス化について技術的にも實際的にも可能性が少なからうかというやうな意見が大へん強く出ておるということでありまして、しかしわれわれの知る範囲では、石炭局を中心として、大臣も相当な関心を持つてこれに当たつておられる、こういうふうには聞いておるのであります。これも電氣と関連をいたしまして、これから石炭が流動体として転換をしていく面における大きな要素になるわけでありまして、これに對して相当重要な関心を持つて通産省として考へてもらいたいと思ふのであります。これに對しての御見解を伺いた

○池田田務大臣 鉱産税並びに輸送に關しての御意見、まことに同感でございます。そういう方向で進んでおります。それからガス化の問題は、石炭の將來の需要が増大する最も大きい問題でございまして、試験所並びに事務当局の方で十分な検討をいたしておるのではありません。先般も常磐炭をドイツへ送りまして、ルルギー方式によつて十分ガス化できるかという試験もしてもらつたり、そしてまたこれをガス化して、それで企業化できるかという点について検討をいたしておるのでございまして。また一方には、外国の燃料を液化して持つてくるというやうな理論もございまして、今まじともえで実は研究し論争をしておる状況であるのであります。一つの問題といたしまして、われわれは十分検討を続けていきたいと思つております。

○武蔵委員 ガスは公益にも非常に重要な関係があります。また石炭対策という面についても重要な影響のあるものでありますから、この問題については一部の利潤追求というものだけからくる反対論で押しつぶされるということでは大へんでありますから、そういうことはもちろん私はないと信じておりますから、一つ積極的に取り組んでこの問題を進めていただきたい、こういうふうには思ひます。

○松野田務大臣 さようでござい

当統きそうだという場合には、これは予算でありすけれども、また新たな救済の措置も何かの方法で考える御意図があるかどうか。新聞なんかによつても、最近炭鉱地帯における生活保護者というものが非常にふえてきている、そういうことが報道されております。これによつて見ましても、全国的には生活保護者のふえ方というものはあまり変わっていないけれども、たとえば福岡県なんかを見ると、今年の六月から今の段階まで、六月には六万九千八百三十人くらいあったものが、今日では九万四千五百人にもふえている、こういうことが発表されております。それから佐賀県では一万五千三百人あったのが一万七千四百人にも増大している。地区別に見ると、直方では千二百五十二名であったのが二千五百八十三人と、倍にもなっている。田川市では二千五百二十六人から五千四十九人というふうに、約倍に近い数字にふえているというよりなことが報道されているわけでありすけれども、これは非常に深刻な問題になっている一つの証拠だと思ひます。従ひまして、こういう大きな社会不安といふべき深刻な問題になっているわけでありすから、一応予算はきまりましたけれども、実際に対策を進めてみて、三〇%という数字は甘かった、こういうふうな実態が現われた場合には、何らかの方策は考えなければならぬと思ひますが、どうですか。

○松野国務大臣 一応ただいま出ておりますものを中心に今回計算いたしまして、今後のものは、もちろん武蔵委員がおっしゃるようないろいろな問題があると思ひますが、私の方はそれできめるのだ、予算できめて人員を割り出すということは、この問題は断じていたすべきものではございません。予算の変動ということとは、離職者の質によつて変わってくる。今回の二万一千人は、すでに出てくるものを調査したところが二万一千人にちよつと逆た、合わせますとちよつと何十%と逆算していったわけであつて、常にこの数字を固定化する意味もございせんし、私どもの方は職安を通じて個々に審査いたしますから、予算の変動というものはあり得ることだ。同時にまた、いろいろな問題がありますから、日経連の調査というものもございせんし、従つて将来の問題はございせんが、今回の二万一千人については予算の変動はございせん。将来どういふふうに出てくるか、それによつては必ずから予算編成上において弾力的に運用する考えでありすけれども、今回の二万一千人については予算の変動はございせん、ということと二つ話しておきません、いろいろ誤解があるかも知れませんが……。

○武蔵委員 大臣は、どちらにでもとれるような御答弁でありすけれども、これは現実問題として私どもは出てくる心配があるわけでありすから、その場合には、やはりこれに相当する対策を立ててもらわなければならぬと思ひます。それから先ほども議論がなされたように、炭鉱離職者の優先雇用問題ですけれども、確かにこの法案でいくと精神規定でありまして、必ず雇わなければならないということにはなつておりません。これは資本主義政党内閣において、雇用の完全性を認めるような、そういうたふさなことはなかなか出し切らぬと思ひますけれども、しかし一面においては、今度の法案で、事業所の責任者がその月々の雇用の状況を安定所に報告しなければならぬ、それを怠つた場合には罰則をしておるわけですね。そういうふうに、一面においては強い態度で雇用の出入りをながめておるわけです。また一面においては、精神規定ではありますけれども、離職者を優先的に雇わなければならぬ、こつておるわけですから、私にはこの際、石炭産業というものが今後いろいろな意味でどういふふうにしていくかという面で、やはり相当経済的にも政治的にも大きな考慮が払われる、そういう段階において、われわれの側に立つてみても、やはり場合によつては合理化に協力しなければならぬ場合も、これは当然自己の産業の存立の問題でございすから、出てくると思ひますけれども、しかしそれも今行なわれているように、経営者が一方的に解雇を進めていくというふうなことは、これはもう断じて私は許すべきではないと思ひます。私は、何日か忘れましたが、多分朝日の社説ではなかつたかと思ひますが、違ひましたらあとで訂正願ひたいと思ひますけれども、その中にもこういうことを書いておりました。どうも政府は、戦争中や戦争が終わつたあとの日本の産業の復興を考へる場合に、これはもう石炭の労働者の奮起を促す以外に方法がないのだ、国が立ち直るかどうかは、かかつて石炭労働者の双肩にかかつておる。また戦争中は、この大

東亜戦争に勝つか負けるかは、すべて石炭産業労働者の双肩にかかつておる、こつていうことで中央表彰であるとかあるいは一級功士であるとか、私も一生を炭鉱の坑内で採炭夫をやりましたから、たびたびそういうふうな政府の恩恵をいただきます。そういうちよつとまかしといひますか、そういうたふさなものもあつておりましたけれども、しかし私はあの社説が指摘しておりますように、こつていう利用するときだけは最大限の賛辞をもつてこたへるけれども、しかし一たんこれが必要がなくなつてくると、もう弊履のごとく考へないという態度では、これはもうこつていう労働者に対する取り扱いとして、私はまことに不満足なものであるものだと思ひます。私いつかドイツ等の話を聞いたことがありますが、戦時中と平時とを問はず、石炭産業の労働者といふものは、国を、いわゆる産業を守るといふ普通の士であるといふことで、戦時といふ普通の士といふ、炭鉱労働者といふものを優遇する。この町には炭鉱があるといふことをその町は大きな誇りにしておるという話を聞きましたけれども、日本の場合は、利用するときは最大限の賛辞で利用するけれども、利用価値がなくなると一向かまわないという態度があるのではありません。そういう点は、特に炭鉱経営者に私は懸念だと思ひます。確かに今行なわれているいろいろな労使問題に対する戦いについては批判もありましよう。あるいは確かに行き過ぎがあるかも知れませんが、しかしそれはあまりにも一方的な経営者の態度に対する労働者の反発ということも、私は大きな原因がそこにある、こつていうふうに見ておるのであります。従ひまして、私は将来のいろいろのそつていた石炭産業の苦難の道を考えた場合に、この際、一つ政府は十分そつていふ点に責任を感じて、今後は一つ、この際労働大臣も真剣にそつていた新しい労働慣行といふものに留意をされまして、たとえば解雇制限法、こつていふ言葉がいいか悪いかわかりませんが、それと、とにかくこつていふ一方的に、経営者が自分の利潤追求のままだにどんな問題を進めていくというふうなこつてのできないように、公平妥協な論議が行なわれるように、たとえばこつていふ方法として解雇制限法とか、あるいはこの解雇制限法が悪かつたらば労働安定法とか、あるいはこつていふ中に経営と労働側の極端な紛争が起きるような場合には、こつていふ法律に基づいて調停機関のなものを考へていくとか、こつていふ何かほんとうに労働者の立場といふものも十分尊重する新しい労働慣行といふものを、お前らの戦いがけしからぬ、お前らの行動がけしからぬといふ前に、やはりこつていふ過去の反省の上に立つて、何か新しいモラルをこの際労働大臣は考へられる意図があるかどうかお聞きいたします。

○松野国務大臣 武蔵委員のように、非常に国家の産業に苦勞されて、ほんとうにあの危機を御努力された労働者の方々がおりますから日本の産業が今日まで復興したのだ、今になつて弊履のごとくといふことは、これは断じてやるべきではないといふので、こつていふようなほかの産業にやつたことの

ない特別立法というものをやっておるわけでありませう。こういふような雇用問題として、離職者の問題を出したことはありません。これはやはり多年の功績と特殊性というものをあわせて、今回石炭だけは、これはよろうと、今度の与野党一致して、これは今日御審議をいただいて、御賛成をいただけるものだ、というものは、やはり石炭の過去における努力が、今回国民の中から同情と、また政府の法案というものを提出しようと思つたといふことです。

なお労使問題につきましては、すべての労務者が悪いということでは断じてございませう。炭鉱の労働組合の中には、暫時この際は、経営者であらうと労働者であらうと、ともに同じ産業をなすものであるから、労使休戦をやろうではないかという話がつけば、なるほどこれはおつしやるように、新しいモラルの上に立つて、敵と味方でなしに、お互いの産業ではないかという考えで、大きな組合の方が、そういう労使問題の話し合いをされて、労使で満場一致やられておる組合もあるわけでありませう。私はすべての、炭労が悪いとか、労働者が悪いということは断じて考えておりませう。ただ一部の人が行き過ぎておられると、すべての場合にこれが及ぶ。これは非常に不幸なことでありませう。労使問題として、石炭というものは、そういうふうにお互いに戦いではなく、みずからを立て直そうという、ともに産業の新しい手という基本的な考えから、この問題は解決してもらいたいというものを真に望むわけでありませう。政府がきめるということ、あるいは労使協約できめ

るといふことは、おのずからこれは限界がございませう。私の指導としては、やはりこの際にかく闘争を暫時やめて、お互いの産業の自立をはかるうじやないか、しかる後にお互いの配分をきめようじやないかといふことは、当然、日本のみならず世界に通用するものだと思つております。ドイツにおきまして、ある程度炭鉱労働者の合理化は行なわれております。やはりその問題の中には、労使間におけるお互いの理解で、今後の対策というものを立てるべきである——政府がこのよう

なものを立てましたという理由はそこにあるわけでありませう。この内容について厚い薄いの議論はございませうけれども、方向としては、武藤委員のおつしやるように、私は石炭を契機として新しいモラルを立てたい。それには政府が責任を負うべきものは負おうではないかというので、一般会計から、特に石炭労働者と限つて出したというその精神はおくみ取りを願いたい、やはり産業はそういうふうにあるべきだ。利潤の多いときには賃金が上昇するのは当然でありませう。しかし賃金が払えないという状況のときには、お互い同士、労使ともにその産業の立て直し、お互いのモラルをもう一度再検討するといふのは、労働大臣としては当然なことだと私は考えております。これを強制するかどうかといふことは、日本の労働法全般に及ぶことでありませうから、今日は、私は指導——また労働組合自身も、かつてにおいては、いわゆる戦いの労働組合でありましたが、今日は非常に大きな自覚と発展をされて、みずから産業の方向をきめる

という段階にきたと思つてます。産業の状況と方向をみずから立てるのだという時代がきた。かつては地主と小作の争いでしたが、小作農が自作農になれば、みずから農業方向を立てなければならぬ。同じような意味において、組合は、今までいたがれた、圧迫されたといふところから今日立ち上がった、団結と力、今度はみずから産業の方向をきめるというように、大きな成長をしたと思つております。そういう意味で、全部の組合がそこまですたとは思いませんけれども、一、二目立つた場合はすでに自分の方向を決定されるという一つの大きなモラルが生まれてきていると思つてます。そういうような方向で労働行政も進んで参りたいと思つております。

○武藤委員 どうも具体的な提案とは少し離れたようでありまして遺憾でありますけれども、大きく今後やはりそういう問題に取り組んでいかねばほんとうの労働政策とは言えないのじやないかと思つてます。それから最後に私は援護会の業務内容の問題ともからんで、どうも今ここに提案されておるような援護会では、何か援護会という名前をつけて一つの組織を作つたけれども、実際にはこんな組織を作らなくても、官庁の出先機関でもやれる程度の内容になつてしまふのではないかと思つてます。私はやはりこの際、ただいま大臣も言われたような、そういう新しい立場で石炭の問題と離職者の問題を考えていくといふならば、やはり援護会というものを、もつと積極的な面でも考え直してもらふ必要がある。これは今度の臨時国会に

はもちろん間に合わないでありませうけれども、少なくとも当分まだ石炭のこの問題は続くのでありますから、通常国会等を中心として十分考えてもらふ必要があると思つてます。そこで私は、ここで援護会の中で、先ほども八木君の御質問がありましたけれども、たとえば生業資金を借りる場合にも、国民金融公庫を通じて借りる。しかしそれに対しては別に授護会として保証するとか何とかいう問題ではないのであります。口をきいてやる程度のものであらうと思つております。そういう格好でなくて、それから移動資金の支給問題、それからもう一歩進んで、この失業手当の問題等もこの援護会に委託をして、やはり支払いができるようなことも一つの方法ではないかと思つてます。ですから、そういう實際的に援護会としての役目が果たせるように、これは当初の仕組みとしていろいろお考えで出されたものと思つて、すけれども、やはりもう一歩突っ込んで、實際的に離職者援護の活動ができるように、もう一歩突っ込んで、実体的な援護会というものを必要があると思つてすけれども、この点について……

○松野国務大臣 今回の援護会は、なるべく民間の方を、実際にお世話するのに身近な方を採用したいといふので、役人という考えをあまり強く出さずと、何となく官制といふことで四角定木になりますので、主として今回約九十八人、百人ぐらいの定員を予定しておりますけれども、ほとんど半数以上の方は、今まで各炭鉱労働者のお世話された方に今度は援護会に入つてい

ただいて、援護会の職員でお世話をいただくという意味で、あまり官にならないうように、といつて民間ですと、こういう組織はなかなかできません。あるいは何々会社のいわゆる勤務部といふことでは、なかなか世間に通用いたしませんので、そういうものを抜きて、各石炭関係者の方にみな入つていただいて、そして何々会社といふ色目で見ずに、公平な意味で今後お世話する。受け取る方も、何々会社から来たといふのではなくて、援護会でお世話することになれば、おのずから受けられようといふことで、なるべく援護会は民間的な色彩を強めて、しかもある程度資金の問題とか、会計の問題がございませうから、そこに多少規制を加えて、今回の援護会といふものにしたわけでありませう。性質からいいます、これはお世話するのですから、やはり役人風をここに吹き込んではいけません。という意味から援護会を作つたわけでありませう。こういうことが運営に一番いいのではないか。しかし、やつてみなければ、これは論じられませう。端的に申しまして、悪いところは幾らでも直します。しかし、今日考えられるこの案が一番よろうといふことで提案をいたしました。

○武藤委員 そういう配慮で民主的に運営されるということとは賛成であります。ですから、先ほど八木君からも出ましたように、労働側の優秀なものも一つこつという機関の中に入れて、より民主的に行なわれるように配慮されることを望んでおきます。それから、そういう民主的な運営をされるために援護会という格好で出発されることは賛

成であります。ただそれが名前が民主
的であつて、ただ事務費と人件費だけ
に食われてしまふような援護会では
しようがないのでありますから、實際
に援護活動ができますように、やはり
もう一段の検討が必要だと思ひます。
それはあとでおそらく社労の方でわが
党の方からも具体的な内容についての
修正動議なり何なりが出ておりますか
ら、その点で十分御審議を願ふことに
いたしまして、私はこれで終わります。

○永山委員長 本日はこれにて散会い
たします。

午後一時五十六分散会

昭和三十四年十二月十二日印刷

昭和三十四年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局